

腰痛予防ベルトのねらいと効果について

広島大学医学部公衆衛生 宇土 博

はじめに 腰痛予防ベルトを作成した背景

近年、作業の機械化に伴う作業密度の増加により、職業性腰痛が増加しており、その予防対策が強く要請されています。職業性腰痛の発症原因として「重量物の取扱い」「中腰、前傾姿勢等の不良姿勢」「長時間の拘束座位姿勢」「全身振動」等が重要です。

職業性腰痛の予防対策は、「環境管理」「作業管理」「健康管理」「衛生教育」に大別されます。このうち環境管理が最も重要です。これまで、環境対策として重量物取扱いの機械化、作業面の高さの適正化や作業方法の変更による不良姿勢の改善、車両や座位作業でのシートの改善、振動の軽減等の対策が行われ一定の効果をあげてきました。

しかし、作業によっては、このような環境対策が困難であり、対策が行われなまま放置され、腰痛が多発している職場が多いのが現状です。

環境対策が困難な例をあげると、看護業務、保母、障害児学校等の介護作業、給食調理作業、営林署の苗畑作業、農業労働、畜産作業等の地面を相手にする作業や路面状況の悪い中でのトラクター作業、ブルドーザー作業等の振動車両の作業、重量物のトラックへの積み込み作業、廃棄物の収集作業、トラックやタクシー等の長時間の運転作業やフォークリフト作業、床面での機械整備作業や溶接作業等の多くの作業があげられます。



宇土 博氏

このような作業については、可能な環境対策や作業管理対策と平行して腰部の負担軽減のための個人保護対策が不可欠となります。腰痛予防ベルトは、こうした個人保護対策の一環として考案されたものです。

1. 腰痛予防ベルトの発想の経緯

腰痛予防ベルトは、重量挙げ選手の腹帯にヒントを得て考案したものです。これは、郵便物収集作業で腰痛の労災認定を受けて治療中の患者の話が契機となりました。

この患者に運動療法を勧めたところ、市立のスポーツセンターでバーベルで訓練しているとの話でした。腰痛の運動療法としては問題があるので、別の方法を考えるように話したところ、「ベルトをして運動するため腰の負担はあまりない」ということでした。ちょうど腰痛多発職場における有効な個人保護対策を検討していた時期であり、「重量挙げ選手の腹帯のサイズで

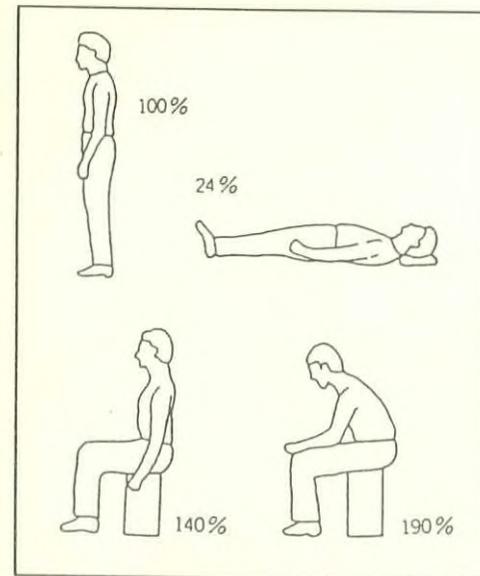


図1 姿勢と腰椎間板の内圧(負担)の変化 (Nachemson, Elfstrom 1970)

立位姿勢を100とした場合の腰椎の内圧の変化。直立座位姿勢では、立位の40%、前屈座位姿勢では、90%も腰椎の負荷が増加する。

腰の負担が軽減するのであれば、従来のコルセットのような可動制限がないため作業の遂行に支障がなく、個人保護対策として有効ではないのか」と考え、いくつかの試作品を検討し、フィールドでの装着実験を行いながら現在の形態に至ったものです。

2. 腰痛予防ベルトのしくみ

腰痛予防ベルトの効果の原理は、コルセットと同様に「腹圧を高めることによる腰椎の減圧効果」にあります。これは、腹腔ラグビーボール説として広く承認されている原理です。腹腔を空気を入れたラグビーボールに見たて、コルセットによって腹を締めると腹圧が上昇し、ちょうどラグビーボールのような硬い柱の役割をします。腹圧が弱い場合は、重量物や上半身の荷重は腰椎のみで支えられており、腰の負担が大きくなります。腹圧が高まると、上半身の荷

重が腰椎と腹腔で支えられることになり、腰に対する荷重の約30%が腹腔に逃げていくため、腰部の負担が約30%軽減されるわけです。

このように、腰痛予防ベルトは、腹圧を高めて腰椎の負担を軽減する役割を果たします。

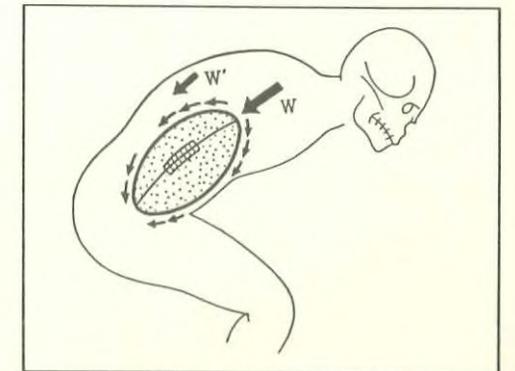


図2 腹腔内圧と荷重の支持の問題

腹腔内圧が高まり、腹壁の筋が十分固く緊張収縮できれば、かなりの荷重(W)を支えることが可能となり、腰椎自体にかかる力(W')を節約することになる。

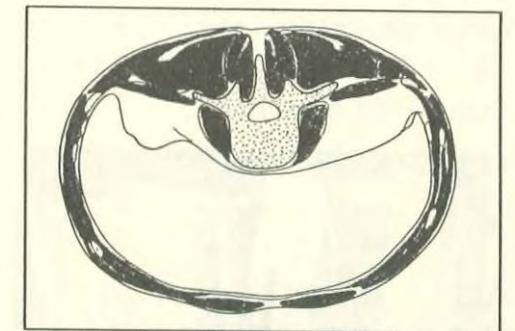


図3 腹腔と腹壁の筋肉の関係

第3腰椎の高さにおける横断面である。後方は筋肉の量が前方に比べてきわめて多いし、また骨性支持があり、いずれにしても前方よりはるかに強固である。

3. 従来のコルセットとの違い

1) 筋肉の萎縮を起こさない

従来のコルセットは、体幹筋の固定を主たる目的としているため、体幹筋を使わなくなり筋

力の低下や筋肉の萎縮を起こす副作用があります。そのため、長期の使用は避けるように指導されています。これが、従来のコルセットの致命的な問題点と言えます。

それでは、腰痛予防ベルトを長期間使用した場合はどうでしょうか。この点については、33名のロール組み替え作業者に約6か月間ベルトを装着させて追跡調査を行った結果、背筋力を指標にしてみる

と、筋力の低下は認められませんでした。これは、腰痛予防ベルトの可動性と関連しますが、装着時に姿勢の制限があまりないため、体幹筋の動きが制限されず、筋力低下や萎縮を起こさないためと考えられています。

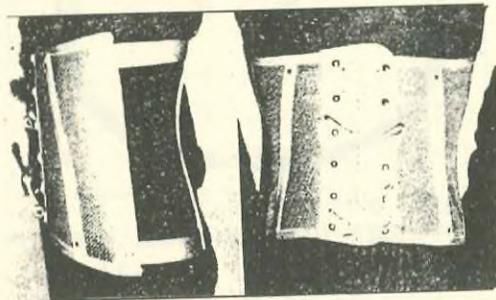


図4 従来の幅広いコルセット



図5 腰痛予防ベルト(改良型)

2) 可動性や作業性がよい

従来のコルセットが職場で使用されない理由は、固定を目的としているため腰部の可動性が強く制限され、作業性が悪いことにあります。腰痛予防ベルトは、幅が約14cmと従来のコルセットの1/3程度に狭いため、可動性が良く、作

業の支障がありません。これが職場で使用しやすい理由です。

3) 肋骨の圧迫感、腹の締めつけ、暑苦しさが少ない

表1 職場の腰痛予防ベルト装着調査結果

調査対象	作業の特徴	対象人数
郵便物輸送作業	広島-姫路間の長距離トラック輸送。約7kgの郵袋の積込み、卸し作業(運転時) (積卸し作業時)	52名
ロール組み替え作業	圧延ロールの組み替え作業、中腰作業2時間以上の者が多い。	33
米穀運送作業	大阪府下の8割の米の輸送作業。米袋の平均取扱い重量は10.8~7.1ト。典型的な重激業務。	ベルト 30 非ベルト 30
起重機作業	長時間の前傾座位姿勢	ベルト 30 非ベルト 30

* 自覚的判定を示す。 ** 運動痛、圧痛による客観的判定を示す。

調査期間	調査結果	
	負担軽減効果	腰痛改善効果
	腰痛有りの人のうち	腰痛有りの人のうち
2日	75% 85%	- -
2ヶ月	50%	* 40%
6ヶ月	63%	** 79%
1年間	80%	** 90%

従来のコルセットは、幅が広く、腹部を締めつけるため、お腹が苦しくなることや、暑苦しいことが問題としてあげられます。腰痛予防ベルトは、幅が狭いこと、骨盤の位置に装着することや、メッシュにしているため、腹部や肋骨部の圧迫感、締めつけや暑苦しさが緩和されています。

4) 骨盤位置装着の利点

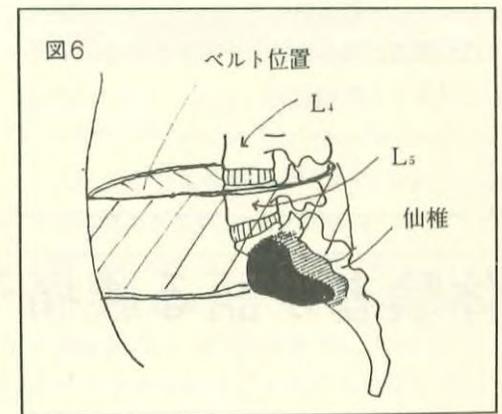
腰痛予防ベルトは、腹部ではなく、骨盤に装着しますが、このことによる次のような利点が期待されます。

人の腰椎の配置、特に腰椎の5番目とその下にある仙椎の配置は、仙椎が傾斜しているため、第5腰椎はちょうど坂道の上に乗っている状態になり、常にお腹に向かって滑る力が働きます。このため、腰椎の背中側の靭帯に大きな負担がかかります。骨盤装着は、第5腰椎の位置に装着するため、腰椎のすべりを予防する効果が期待されます。(図6)

5) 幅が狭くても効果があるのか

従来のコルセットに比較して幅が狭いため、果たして効果があるのかと疑問がでると思います。これについては、中学の理科の勉強を思い出して下さい。パスカルの原理というのを聞かれたことがあると思います。閉じ込められた液体や気体の一部に圧力を加えると同じ力で全体に伝わっていくという原理です。腹腔も同じようなものと考え、圧力を加える面積はあまり関係ありません。しかし、あまり狭くなると、ベルト部の圧力が強過ぎて痛みがでます。そのため、痛みを避けるように一定の面積が必要となります。

また、長期間コルセットを装着後、腰痛予防ベルトに替えた患者に感想を聞くと、負担軽減効果は変化ないこと、逆に、締めつけや可動制限が改善される効果はるかに大きいと述べています。



しかし、これだけでは、効果を立証したことにはならないので、次に述べる、フィールド実験を重ねて効果を確認してきました。

4. 腰痛予防ベルトの効果

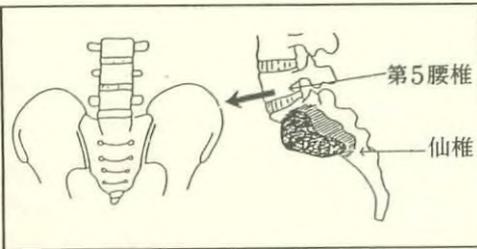


図7 腰椎の構造
仙椎の傾斜のため第5腰椎が前方へ滑る力が働く。

これまで、腰痛予防ベルトの集団調査は、郵便物の輸送作業、ロール組み替え作業、米穀運送作業、起重機作業を対象に調査を行ってきました。調査方法や調査期間は異なりますが、表1に示すような効果が認められます。

これらの調査結果から、重量物運搬作業、中腰等の不良姿勢作業、長時間の運転作業のいずれの作業においても、腰痛予防ベルトは有効性が認められました。6ヶ月以上の使用グループで腰痛中等度以上の者では腰痛の改善率は約80%以上と高いことが認められました。

また、図8に示すように、急性腰部捻挫を発症しやすい米穀運送作業では、ベルト装着により急性腰部捻挫の発症を予防する効果が期待される結果でした。

終わりに

体験者が語る腰痛予防ベルト

米穀運送

松永聖慈さん 34才

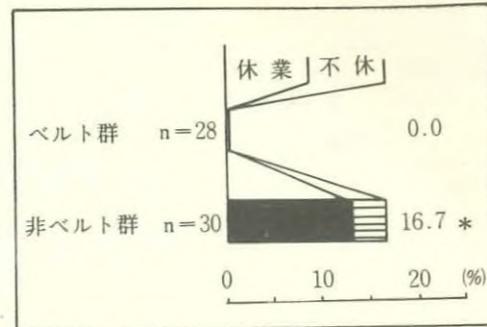


図8 調査期間中の急性腰部捻挫の発症率
*P<0.05 (Fisher) ベルト群に比して有意に発症率が高い。

以上のように、腰痛予防ベルトは、職場での長期装着調査からも有効性が確認されています。環境対策と平行して、有効な個人保護対策として活用して下さい。

ベルト作成についてのお問い合わせは、下記まで。作成のためのご案内、資料等をお送りいたします。

- ・友和クリニック
〒773 広島市南区稲荷町5-4
TEL(082)263-0850/FAX(082)262-6810
- ・関西労働者安全センター
〒550 大阪市西区新町2-19-20西長堀ビル4F
TEL(06)538-0148/FAX(06)541-2712

大阪米穀運送に14年間勤務。大阪の米の8割を運ぶ仕事で、1人で1日7~10トンの米を担ぐ。全港湾大阪支部大阪米穀運送分会に所属。腰痛予防ベルトとの出会い

は、宇土医師らの装着実験に参加したことから。以後、ベルトを愛用している。



—はじめに受けた印象は

「こういうのを待っていたという感じでした。僕なりの考えで、力仕事は腹をしめなあかんといいことで、腹巻をしてみてもね。毎日重量挙げをしているのといっしょやからね。」

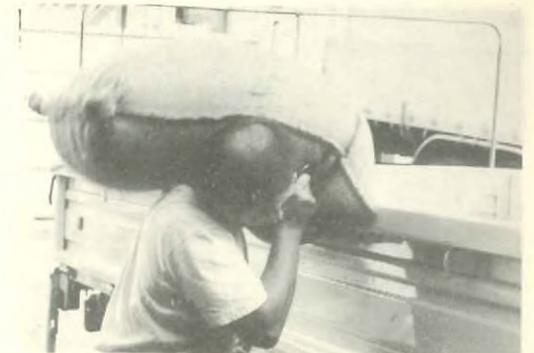
—使ってみてどうですか

「これをしとったら、宇土先生の言うように、2割くらいは(負担が)軽減されると思います。ベルトをつけてめちやくちやええいことはありません。しかし、つけないで仕事をした後は、鈍痛みたいなものがありますからね。ほんまに効果がなかったらつけませんよ。ただ改善してほしい点として、ずりあがりについては、もう少し締める力を強くしてもらったらなと思います。」

—腰痛とのつきあいは

「米運に入って3年は、仕事は楽やし、遊びやと思っていた。みんななんで腰が痛いのかと思っていた。元気な人がムチうちの人のことがわからないのと同じ。5、6年前に腰をいわして、パンツをはくのも足が上がらない、顔を洗うのもたいへんでした。医者に行ってもレントゲンは異常なし、たいしたことないと言われるし。とにかく、自分になってみてとんでもないことやと思いました。」

まれにみる重筋労働の毎日、米運は腰痛



の多発職場だが、そこで、装着実験が行われ30名がベルトをつけて作業を半年間した。実験終了後も60%がつけて仕事をしているという。安全衛生委員会でもこうした調査、実績にもとづいて、分会だけでなく、全港湾大阪支部や関西地本のかなかでも広げていきたいという。

「腰を痛めてからベルトをするより、予防のために、本来なら元気な人がつけるべきやと思います。もんこ(手かぎ)・手袋・腰痛ベルトは米運の3種の神器ですよ。」

社会福祉施設

福田典子さん 36才 急性腰痛症

広島市社会福祉事業団明星園(学齢前の身体障害児通所施設)の指導員として、1984年頃から勤務。1988年春に遠足に行ったとき腰を痛めことが原因で腰痛(急性腰痛症)に。労災認定を受け、今はおかげさまでみんな「元気そうになったね」と言ってくれるほどに回復してきた

(きりりと締めて進みます)

福田典子

ハンディキャップのある子供たちのお世話をしていた私。

ある日突然、腰を前に曲げることがまったく



できなくなりました。それまで、何の痛みもなかった部分だけに不安は増すばかりでした。痛みは日増しに激しくなり、とうとう、近所の整形外科の病棟に入院することになりました。

痛み止めの注射を注入していただいた時は何とか和らいでいた腰痛も、やはり改善の方向には向かってくれませんでした。「一生、私はこの痛みを抱えていかねばならないのか!？」と心もしいに暗くなりがち。

そんな時、知り合いの保母さんから友和クリニック(広島市、所長宇土博医師)の存在を教えもらったのです。入退院や通院を繰り返していた私は「ここしかない」という思いで来院しました。諦めそうになる心を自分自身で励ましながら、病院の戸を開けたことを今も覚えています。

友和クリニックでの私に関する治療の一つに「腰ベルト」がありました。

それまで、幅広のロボットの胴のようなコルセットを着用していた私は、当初、この腰ベルトに「頼りなさ」を感じたのも事実です。しかし、幅広のコルセットが逆に背筋力を弱めている事実、最も効果的で患者本人の筋力を高めながらベターの状態に進めるためにこの腰ベルトの意味があることを聞き着用しました。

今まで圧迫感の強かったコルセットと違い腰ベルトで動きも楽になりました。

そして、何よりも、自分自身の背筋や腹筋力を強化しながらそれでいて腰部を安定して支え

てくれることが体で理解できるようになりました。

夏のムレからも解放され、自然に近い状態で冬も重ね着でき、とても助かっています。腰痛は外見ではわかりにくく、電車で通院している私にも嫌な経験がありました。一見元気そうな私の前に立つ老人の姿と座席に座っている私を交互に見て、「若い者がケシカラヌ」という冷たい視線にも出会ったこともありました。誰しも他人の痛みや思いなどある程度の想像力によってわかろうとすることはできます。しかし、やっぱり私がそうであるように、誰しも当の本人以上に気持ちを理解したと断言できることはないと考えさせられた日々です。

しかし、現在は自分でも腰の使い方、あるいは腰部の痛みの改善、腰の力の回復の方法を頭だけでなく、肉体を通してわかってきたように思います。その間も友和クリニックの宇土先生をはじめ、皆様に不安な心を受け止めてもらい支えていただけてきたように思います。

「自分にとってベターで健康な状態を保つことの重要性」を肝に命じさせられている毎日です。労働災害という残念な体験をすることになった私ですが、今思えば、この経験を通して私の考え方の転機が訪れたようにも思います。

腰ベルトをきりりと締めて、今ある自分の状態を受け止め、日々を過ごしてゆきたいと思います。

林野

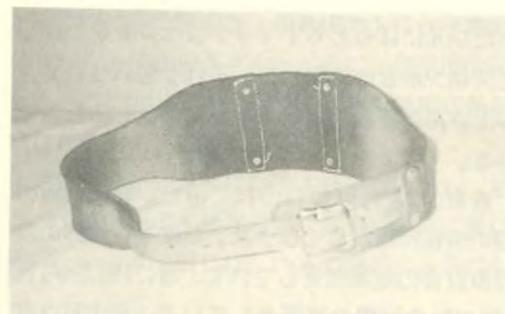
谷川勝 61才 変形性腰椎症

全林野大阪地本広島分会。長年、林業に従事。1990年退職。

「生産の仕事(プル集材、架線など)のとき腰を痛めてぎっくり腰も何度かして病院へ行きまし



た。コルセットをしていましたが、足の付け根にあたって、とても痛くて作業がしにくいので、自分で電気工事屋のベルトをしていました。60年8月に宇土先生のところにきて、これをつけてみないかと言われて、これならと思いました。(このベルトは、現在の腰痛予防ベルトの原型の一つ一写真)



このベルトを内側の角を面取りして使ったらいへん具合がよく、これを5年間つけていました。

苗木をつくる苗畑作業のとき、中腰作業が続き、30分もすると、腰が重くだるくなりますが、そんなとき、ベルトがとても役に立ちました。中腰の作業、苗木を運ぶという作業負担をずいぶん軽減できました。以来退職まで手放せず大変重宝して、今も必要なときは使っています。」

保育所

福原典子 42才 腰痛症



三原市の市立保育園に19年間勤務一保
保作業の写真は本人とは関係ありません。



「ひどい頸肩腕障害にかかり友和クリニックに受診したところ、腰痛もあるのベルトをつくりました。はじめ、ベルトを上の方に(おなかの方に)しすぎていて間違えていたのですが、今は、きちんとつけています。下腹がしまつて安定して役立っています。普段はあまりつけず、痛いときにつけるようにしています。」

学校給食調理

高川文子 35才 腰椎ヘルニア

東広島市の市立小学校で11年間給食調理員として勤務。



「以前に腰が痛くなったことは、2回程ありましたが、すぐ治っていました。しかし、今回は両足にも痺れがきて歩けなくなり、入院・手術の予定でしたが、ベッドがあいていなかったため自宅安静していたら少しよくなって、それで手術しませんでした。このまま治らないだろう、仕事に出て、ひどくなったら手術をしないと云われましたが、そうになったら困るので知人に相談したら、友和クリニックを紹介され、昨年9月に受診しました。針治療中心に通院治療してよくなってきました。

ベルトは工作中、休憩時間も通してずっとしています。ベルトしていると、締まるというか、自分で曲げたときにもベルトをしていることを意識します。重たい物は、力が入れやすい。ただ、どうしてもずりあがる傾向があるので、下目に、強めに締めています。」

天明医師

横浜・港町診療所 所長 天明佳臣医師

15年ほど前に転倒してしたたか腰を打ってから、私はときどき腰痛に悩まされている。痛みは状態はさまざまで、突然鋭い痛みが腰部に走るだけのときから、比較的安静をとりつつ鍼灸を受けても鈍痛が3~4月続くときもある。後者のケースでは、“これは起こりそうぞ”と、ある程度予知されるし、“こんな仕事条件のと



きは要注意”というのわかるようになった。それで、はじめは軟性コルセットをつけるようにしていたが、仕事への差し障りや取り外しのわずらわしさなどで、最近はおっぱらマックスベルトにしていた。

ところが、2年前にタバコを止めて下腹がせり出した。あわてて減量に取り組み、少しは減ったが元にはもどらずマックスベルトをつけるとズボンがきつくなった。それで思いついて、宇土さんの腰痛予防ベルトを使いはじめたのである。

最初の2ヶ月は毎日つけてみた。朝の洗面の際の前屈時痛がなくなった。私は某自治体の教育委員会の産業医をしていて、週に1回だが1日4校の給食現場の巡視をしている。その日はほとんど1日中立ちっぱなしで、マックスベルトをしていてもほとんど毎回のよう、午後3時頃になると腰痛が起こった。しかし、宇土ベルトをしていると起こらない。可動制限も少ないし、このままいけば言うことはなかったのだが、その後、2日間ほど座って原稿書きをする機会があったが、2日目も終わりに近くなって、腰痛が出てしまった。

宇土さんらの研究でも、この予防ベルトは重量物取扱い作業者の腰痛の改善と、急性腰部捻挫の発症予防効果のあることが期待されるとしている。私の場合も立位作業には有効、しかし、座り作業での効果は予防ベルトだけでは不十分のようである。 ■

死傷病報告書の虚偽報告

重大・悪質な労災隠し事件相次ぐ

神奈川シティユニオン書記長 村山 敏

月2回の労働相談活動により
滞日韓国人との窓口広がる

神奈川シティユニオンが、1991年3月より滞日外国人労働者の労働相談活動を開始して11か月になります。

その国籍別相談件数、相談人数、男女数は表1のとおりです。

滞日韓国人からの相談が63件133人(80%以上)と圧倒的に多い理由は、鹿島田カトリック教会(川崎市)の平間正子さんとともに、横浜市中区にある寿町に向いて月2回の労働相談活動を続けてきたことによります。

寿町のドヤには滞日韓国人が多数居住し、そこから港湾現場や建築現場、製造現場に仕事に行っています。時には、地方の宿泊の仕事も行っています。

滞日韓国人は、日本人に対する不信任感が強く、当初、困っていてもなかなか相談に来ない状況が続いていました。

しかし、平間さんが、ドヤの一部屋一部屋を回り、直接会いに行き話を続ける中で信頼関係を少しずつつくりながら月2回の労働相談に結びつけました。

そして、神奈川シティユニオンの企業に対する強い団体交渉能力により相談に対する解決の実績をあげてきたことにより、滞日韓国人に対する相談窓口が確定していったのではと思えます。



村山 敏氏

現在は、それでも間に合わないのが、神奈川シティユニオン川崎事務所で月曜日と金曜日の相談活動も行っています。

その結果、滞日韓国人の中での口コミにより、横浜・川崎・相模原・小田原・東京・千葉・埼玉・栃木・長野・富山・福井と相談が来る地域

表1 1991年3月~1992年1月の相談件数

国 別	相 談 件 数	相 談 人 数	男	女
韓 国	63件	133人	121人	12人
パキスタン	4件	4人	4人	
フィリピン	2件	5人		5人
ブラジル	2件	2人		2人
バングラディシュ	1件	1人	1人	
マレーシア	1件	1人	1人	
スリランカ	1件	2人	1人	1人
リベリア	1件	1人	1人	
イ ラ ン	1件	4人	4人	
合 計	76件	153人	132人	20人

は広がってきています。

表2 1991年3月～1992年1月の相談内容と解決状況

相談内容	相談件数	全面解決	一部解決	未解決	保留取下
解雇	8件	5件		3件	
労災・損賠	42件	11件	17件	12件	2件
賃金未払い	28件	11件	1件	14件	2件
その他	2件			2件	
合計	80件	27件	18件	31件	4件

注；労災・損賠の一部解決は、労災は認定されたが損賠が未解決
賃金未払いの一部解決は、一部の支払いをさせたが残額未解決

圧倒的に多い労災相談一しかも重大災害ばかり

相談内容と解決状況は表2のとおりです。

圧倒的に多いのは労働災害です。

理由は、従事している仕事が港湾作業・建築作業・製造作業に集中していることによります。その被災率は日本人を圧倒的に上回っています。その被災内容も相談42件の内訳は、指や腕の切断6件、墜落4件、骨折16件、打撲6件、その他5件となっています。

いずれも休業が1か月以上の重大災害ばかりです。休業1年以上が4件もあり、後遺症が残る場合が18件もあります。

労災相談42件の内32件は労災請求手続きもしていない事例で、労働安全衛生規則第97条に違反して労働者死傷病報告書を提出していない状況でした。さらに、32件の内22件は生活費すらも一切補償しておらず労働基準法第76条に違反していました。

労災手続きをしていた10件の内8件は日本名での労災申請方式でした。

さらに、その中の2件は労災事故現場まで捏造していました。

仕事発注元や元請に知れるのを恐れ
労災事故現場を捏造

【ケース1】

滞日韓国人労働者Kさんは、大手F建設が元請で横須賀の京浜急行汐入駅近くにある大手スーパーD社のショッピングセンターの建築作業に、兼職として日当23,500円で働いていました。

1990年12月7日、Kさんは、吹き抜け部分の鉄骨を取りつけるために床スラブのダメモ梁鉄骨フープ筋をはずす作業中、地上12mの4階から墜落し、「腰椎圧迫骨折・左踵骨開放性骨折・右足関節両果骨骨折・左枝骨遠位端骨折」の重傷を負いました。

しかし、申請のO建設と下請のN組は、D社とF建設に事故報告をしないで、救急車も呼ばずに秘密理に自社の車でD社ショッピングセンター建築現場から運び出し、横浜南共済病院に入院させました。

そして、O建設とN組は、D社とF建設に労災発生と外国人雇用を知られることをおそれ、全く違った現場である中請のO建設が元請となっている横須賀市野比の事務所建築工場の足場解体作業中、地上7mから墜落して被災したとして、日本人名で虚偽の労災申請を行っていました。

Kさんは、入院中に知り合った同室の高等学校の先生から「虚偽申請のままでは今後不利益になるのでは」と教えられ、3か月後に退院するとすぐに、横浜南労働基準監督署に行きましたが、的を射た回答を得られないため、1991年5月に神奈川シティユニオンに相談してきたのです。

横須賀労働基準監督署に連絡した結果、虚偽の死傷病報告書は横浜北労働基準監督署に提出

【ケース1】(上段が虚偽の報告書、下段が改めて提出された報告書)

様式第23号(第97条関係)

労働者死傷病報告

労働保険番号 14-1-000

発生日時 平成2年12月7日(全曜日)9時40分

事業の種類 建設業 事業場の名称 横須賀市野比 事業場の所在地 横須賀市野比

被災労働者の氏名 性別 生年月日 年齢 職名 経験年数

傷病名 傷部の部位 休業見込日数又は死亡日時 被災の場所

災害発生状況及び原因

報告書作成者職氏名 総務部

横須賀労働基準監督署長 殿

横須賀市 株式会社 代表取締役

様式第23号(第97条関係)

労働者死傷病報告

労働保険番号 14-1-443

発生日時 平成2年7月7日(全曜日)9時40分

事業の種類 建設業 事業場の名称 横須賀市野比 事業場の所在地 横須賀市野比

被災労働者の氏名 性別 生年月日 年齢 職名 経験年数

傷病名 傷部の部位 休業見込日数又は死亡日時 被災の場所

災害発生状況及び原因

報告書作成者職氏名 総務部

横須賀労働基準監督署長 殿

横須賀市 株式会社 代表取締役

(本来は横須賀労基署)されていることが判明しました。横須賀労働基準監督署の主張は、内偵を先行させたいので1か月ほどの間は組合の交渉を保留してほしいとのことでした。

労働基準監督署が虚偽申請について調査を開始しはじめると、寿町にいる下請のNは、夜の10時や朝の4時にKさんのドヤに来て、申請のO建設事務所に連れて行き、「なぜ、労基署に行った。次からはお金はわたせない」と脅かしたのです。

ユニオンは、ただちにF建設、O建設とN組との団体交渉を行い、今後こうした脅かしを一切行わないことと毎月の休業補償を行うことを約束させ、損害賠償の交渉を開始しました。

Kさんが墜落した地上部分はコンクリートであったことと12mから落下した衝撃により、Kさんの腰は本来の反対方向に曲がり、左足は菱形に変形していました。

神奈川シティユニオンは、墜落災害と虚偽申請の責任を追究し、その謝罪とともに後遺障害第6級を想定して、労災保険の補償以外にKさんに対し2,200万円の損害賠償額を支払わせる内容で協定書を締結することができました。

【ケース2】

滞日韓国人Iさんは、株式会社青木建設が元請で、横浜のJR京浜東北線の新杉田駅から出ているモノレールに沿って建設中の首都高速道路の建築作業に、鉄筋工として18,000円の日当で働いていました。

1991年7月13日、Iさんは、同僚がクレーンで吊り上げていた長さ6m、直径2cmの鉄筋が20数m落下し、地底で作業をしていたIさんの首に刺さり、右鎖骨の下を貫通して右足に刺さり、「頭部打撲・頸部貫通創・頸椎捻挫・右大腿部打撲」の負傷を負いました。

Iさんは、被災した際に一旦失神しましたが、上にいた労働者が鉄筋を抜いた時に正気を取り戻しました。しかし、被災現場が地底だった

めに誰も助けに来ず、Iさんは100mほど自力で歩いて地上に上がりました。

しかし、申請の山上鉄筋は、救急車を呼ぼうとはせず、Iさんを大型トラックに隠して人目を避けながら自社の車で磯子中央病院に入院させました。

労災事故発生の事実は、青木建設の現場の所長に知らされていたにもかかわらず、首都高速道路公団に労災発生と外国人雇用を知られることをおそれて、山上鉄筋と青木建設は共謀して、横浜市金沢区幸浦の路上でトラックで鉄筋を運搬中、鉄筋の積み荷の乱れを直そうとIさんがトラックの屋根にのぼった際、バランスをくずして荷台に転落しU型鉄筋に首裏側のつけ根あたり被災したとして、日本人名で虚偽の労災申請を行ったのです。

1か月ほど入院した後、Iさんは、下請の山京建設より10日毎に5万円くらいずつもらいながら生活をしていましたが、生活が心細いので山京建設に対し200万円をくれたら韓国で治療をすると申し入れましたが、山京建設はその申し入れを断り、さらに、Iさんが「それでは、組合に相談する」と言うと、山京建設は「組合でもどこでも行け」と回答したので、神奈川シティユニオンに相談してきたのです。

神奈川シティユニオンが調査すると、虚偽の死傷病報告書は川崎北労働基準監督署に提出(本来は横浜南労基署)していました。そして、休業補償給付の手続きはしていませんでした。

神奈川シティユニオンが、青木建設の現場所長との団体交渉を行い、虚偽申請を追究すると、青木建設の所長は当日の事故発生を知っていたことを認め、虚偽の死傷病報告書のコピーの提出を約束しました。

ところが、青木建設の所長は虚偽の死傷病報告書は廃棄したと主張、約束を反古にする態度に出てきました。一方、山京建設は、「お金をあげるから組合を抜ける」と寿町のドヤに住む

【ケース2】(上段が虚偽の報告書、下段が改めて提出された報告書)

災害事故発生報告書

虚偽の報告書: 発生日時 3年7月13日(土) 15時50分, 発生場所 横浜市金沢区幸浦1丁目, 被害者 青木建設(株) 鉄筋工, 発生原因 トラックの屋根にのぼった際、バランスをくずして荷台に転落しU型鉄筋に首裏側のつけ根あたり被災したとして、日本人名で虚偽の労災申請を行った。

改めて提出された報告書: 発生日時 3年7月15日, 発生場所 横浜市金沢区幸浦1丁目, 被害者 青木建設(株) 鉄筋工, 発生原因 トラックの屋根にのぼった際、バランスをくずして荷台に転落しU型鉄筋に首裏側のつけ根あたり被災したとして、日本人名で虚偽の労災申請を行った。

労働者死傷病報告

労働者死傷病報告書: 労働者名 Iさん, 性別 男, 生年月日 38年12月14日生, 年齢 27才, 職種 鉄筋工, 事業場名 青木建設(株), 事業場所在地 横浜市, 発生日時 3年7月13日(土) 15時50分, 発生場所 横浜市金沢区幸浦1丁目, 発生原因 トラックの屋根にのぼった際、バランスをくずして荷台に転落しU型鉄筋に首裏側のつけ根あたり被災したとして、日本人名で虚偽の労災申請を行った。

横浜南労働基準監督署長殿

神奈川県川崎市宮前区大蔵1-6-23 予216 TEL 044-976-3230 株式会社やまか@み

Iさんに連日つきまといました。

そこで、神奈川シティユニオンは、青木建設の本社・横浜支店や首都高速道路公園に対する追及を開始し、虚偽申請責任追及と損害賠償の要求を行っています。

労災隠し発覚は氷山の一角
この際、徹底した追及が必要

その他、川崎市川崎区の日本鋼管京浜製鉄所扇島工場の構内でパイプの積み荷作業中、ワイヤが跳ねて左目を失明した日本人労働者の西沢進さん(46歳)の場合も、芙蓉海運(元請)・船舶企業(下請)が、あたかも横浜の埠頭で労災にあったかのように虚偽の労災申請と死傷病報告書の提出を行っていたことが判明しています。

芙蓉海運と船舶企業は、救急車も呼ばずに、車の後ろに毛布をかぶせて日本鋼管の守衛所を突破し、わざわざ横浜の磯子にある野村外科(眼科がない)に運んだのです。

神奈川シティユニオンは、こうした労災隠しは氷山の一角と考えており、労災現場の捏造と労働者死傷病報告書の長期滞留した企業については、労働基準監督署が書類送検も含め厳格な対応を行うことを要求しています。

しかし、虚偽の労災申請を受理していた労働基準監督署は、「労災申請件数が多く、現状では会社の故意の虚偽申請に具体的な対応策がない」と回答しており、労働省も危機感を抱き、1991年12月に「いわゆる労災隠しの排除について」の通達を出してはいます(別掲)。

結局、労働省や労働基準監督署にまかせるのではなく、われわれ自らが大きな声を出し、企業の労災隠しをあらゆる方法で徹底して社会的に追及していかなければと考えます。

そして、これまで行ってきた解決策の一つである企業内補償による解決方法は、企業の死傷病報告書の未提出を許す結果になってきたので

はという反省もしなければとも考えています。

損害賠償の請求理由

神奈川シティユニオンは、休業が長く続く場合は、労災保険の適用以外に会社に対して損害賠償の請求を行っています。

請求する理由の一つは、労災保険の補償が十分ではないことです。例えば、労災保険は休業補償は80%ですし、慰謝料は0%です。また、後遺障害の損害賠償から比較した労災保険の補償率は30%程度なのです。

請求する理由の二つ目は、企業には、生産性にはお金を投資するものの、安全の確保にはなかなかお金をかけない姿勢が強いからです。

労働災害の発生は、生産性にも影響し、お金がかかることを認識させ、企業の安全に対する姿勢を強めさせることができるのではと判断しているからです。

後遺障害が残ると請求額が数百万円や何千万円にもなります。

大手建設会社や大手製造会社での労働災害の場合は、かなりの額での解決はできていますが、港湾会社や中小会社の場合はお見舞金程度(数十万円)の回答しかないため、交渉が難航しています。

建築土木の場合は、元請責任を定めた労基法第87条と建築業法・建築業法施行規則を根拠に元請会社に主要な損害賠償の請求を行い、下請にはその補填的な損害賠償を請求しています。

製造会社の場合は、下請の直接の雇用主に請求することになりますが、製造会社の中での労災(構内下請など)の場合はその製造会社にも一部責任追及をしています。

不安な傾向…

増え続ける賃金未払い・解雇・暴行

相談開始当初は、労災相談が多かったのですが、9月頃からは、相談件数の半数は賃金未払いの相談になっています。実際の賃金未払いはもっと多いはずで、これからはますます増えてくる可能性があります。さらに、驚くことはその賃金未払い額が多額な場合があることです。一人で300万円にも及ぶ賃金未払い事件が3件もあります。

そして、解雇は8件にも上っています。その

理由も、ささいな職場での出来事をきっかけにしたものが多く、すべてが解雇予告も解雇予告手当もなされていない状況です。

企業からの暴行事件も4件となっています。その経過も、労働条件をめぐる対立に企業が暴力をもって対応していることが多く、いずれも病院で治療が必要なケガを負っている事例です。

こうした傾向の増加については心配をしています。

元請の書類送検含む厳格な対応を

労災隠し問題で神奈川労基局と交渉

1991年12月10日、神奈川シティユニオン、カラバオの会(寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会)、全造船機械関東地協、外国人労働者と連帯する神奈川連絡会、神奈川労災職業病センターが神奈川労働基準局との緊急の交渉をもった。

この間神奈川シティユニオンに寄せられた労災相談の中で、実際の事故と異なる現場、状況で死傷病報告が出されているものが立て続けに3件もあったことを受けて(前出のKさん、Iさん、西沢さんのケース)、行政の責任を問い、事業主に厳しい処分を求めてのもの。3件中2件が外国人労働者の事故であったこともあり、諸団体に交渉に臨んだ。労基局側は、吉井監督課長ほか労災管理課などから9名が出席した。

われわれの要求とそれに対する主なやりとりは以下のとおり。

- ① 雇用主の悪質な労災隠し(事故現場の捏造と死傷病報告の遅滞)については書類送検を含む厳格な対応を行うこと
- ② 雇用主の労災手続の怠慢から労働者が不利益を被らないように対応すること
- ③ 雇用主に対する労災隠しのチェック機能を

強化すること

④ 雇用主に対し、滞日外国人の場合でも労働基準法・労災保険法の保護を受けられることを周知徹底させること

*①について

「処分を決めるのは一義的には労基署だが、上級官庁として要求書とおりのスタンスで、厳正厳格に臨む」。

*死傷病報告の遅れとはどの程度を指すのか。「法的根拠はないが、1週間~10日より遅れた時と、私(監督課長)は理解している」。

*労働組合が要求してもなかなか提出しようとしなない企業は書類送検せよ。

「即送検は無理だが、それも含めて検討する」。

*②について

会社が死傷病報告も労災申請もしていないため、給付が遅れて生活に困窮する被災者が多数いる。

「企業の無知や誤解もあると思う。そのために労働者の救済の遅れることのないよう努める」。

*監督課と労災課が連携し、企業を監督したり、早急に給付に努めるようにせよ。

「監督課、労災課協力していく」。

*③について

今までにここまで虚偽の報告をしている事例があるか。

「全くないとは言えないが、あまりないですね(周囲に尋ねながら。何人か首をひなりながら同意)」。

*これが小・零細のめちやくちな会社ならともかく、名の通った大きい会社とその下請ばかりだ。行政のチェック機能に問題がある。対策をたてよ。

「たしかに指摘のあるまで気づかなかったのは事実。甘さがあった。しかし、会社が嘘をつくというような、故意の悪質な行為を想定していない仕組みになっているので…。具体的にこうすればというのは今のところない」。

*会社が嘘の報告をしているようなので、同僚らと一緒に監督署に細かいことを聞きに行ったら、守秘義務を楯に全然対応しなかった。一方で、会社が休業補償給付を受け取りながら、立て替え払いを全然労働者にしていない例もある。

*④について

オーバーステイの外国人や資格外活動(いわゆる「不法」就労)の外国人を雇うなということを行った後、それらの労働者にも労働法規の適用があることを同時に言っても全然効果がない。そもそも法務省・入管の仕事の下請よりも、主務の労働者の権利を守ることに努めるべきではないか。

「就労資格のない者を雇うな、と言わないわけにはいかない。ただこそこそするな。雇うなら堂々として、責任を取れとしか言えない」。

*そんなことでは安全教育の場に、下請がわざと外国人を出さないという実態は変わらない。

*通報義務について。通報するな。

「これは頭を痛めている。苦悩している。相談に来た労働者や申請された事例の調査中は通報しない。ただ、悪質な企業を把握した場合、やはり県の職安に連絡している。悪質な企業を放

【労働安全衛生法】

第100条(報告等) 労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第120条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する1~4(略)

5 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

【労働安全衛生規則】

第97条(労働者死傷病報告) 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により、死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

置するわけにはいかない」。

*情報がどう扱われていくのか確認しているか。「していない。それはわからない」。

(神奈川県労災職業病センター 川本浩之)

建設業は元請の圧力等、製造業では外国人 労働省が「労災かくしの排除」について通達

労働省は、昨年12月5日付で、「いわゆる労災かくしの排除について」という労働省労働基準局長通達及び関係課長通達を発した。今回は、この全文を紹介する。課長通達には、「職員による労災かくしの把握事例」が10例、付されている。なお、労働者死傷病報告書の虚偽報告や未報告等で労働安全衛生法第100条違反で書類送検を行った件数は、全国で、平成元年度15件、2年度37件になっているという。

局長通達

基発第687号
平成3年12月5日

都道府県労働基準局長殿

労働省労働基準局長

いわゆる労災かくしの排除について

標記については、平成3年2月「平成3年度労働基準行政の運営について」の第3の2をもって厳格に対処するよう指示したところであるが、これが具体的な実施については、下記によることとしたので、その的確な処理を図り、いわゆる労災かくしの排除に徹底を期されたい。

記

1 基本的な考え方

労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止策を確立させ

ることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策の推進にとって重要なことである。

最近、労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの(以下「労災かくし」という。)がみられるが、このような労災かくしが横行することとなれば、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進をゆるがすこととなりかねず、かかる事案の排除に徹底を期する必要がある。

このため、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努め、万一、労災かくしの存在が明らかとなった場合には、その事案の軽重等を的確に判断しつつ、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずるものとする。

2 事案の把握及び調査

労災かくしは、事業者が故意に労災事故を隠蔽する意志のもとに行われるため、その事案の発見には困難を伴うものが多いが、疑いのある事案の把握及び調査に当たっては、特に次の事項に留意し、関係部署間で組織的な連携を図り、的確な処理を行うこと。

(1) 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出がなされた場合には、当該報告書の内容を点検し、必要に応じて関係書類相互間の突合を行い、災害発生

状況等の記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと。

(2) 被災労働者からの申告、情報の提供がなされた場合には、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと。

(3) 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと。

(4) 上記(1)から(3)により把握した事案については、実地調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること。

3 事案を発見した場合の措置

労災かくしを行った事業場に対する措置については、次に掲げる事項に留意の上、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずること。

(1) 労災かくしを行った事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処すること。

(2) 事案に応じ、事業者に出頭を求め局長又は署長から警告を発するとともに、同種事案再発防止対策を講じさせる等の措置を講ずること。

(3) 本社又は支社等が他局管内に所在し、同種事案について管轄局署の注意を喚起する必要があると思われる事案、特に重大・悪質な事案等については、速やかに局へ連絡し、必要に応じ関係局間・本省とも連携を図り、情報の提供その他必要な措置を講ずること。

(4) 建設事業無災害表彰を受けた事業場においては、平成3年12月5日付け基発第685号「建設事業無災害表彰内規の改正について」をもって指示したところにより、当該無災害表彰を返還させること。

(5) 労災保険のメリット制の適用を受けてい

る事業場にあつては、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこと。 ■

課長通達

部内限 基監発第52号
平成3年12月5日

都道府県労働基準局長殿
労働省労働基準局
監督課長/補償課長/計画課長

いわゆる労災かくしの排除について

標記については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」(以下「局長通達」という。)をもって指示されたところであるが、これが実施に当たっては、下記に留意し、その効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 事案の動向

最近、労働災害発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの(以下「労災かくし」という。)がみられることから、平成2年に各署で把握した労災かくしを分析したところ、次のようなことが明らかとなった。

(1) 業種別件数については、建設業が最も多く過半数を占め、次いで製造業となっていること。

(2) 発覚の端緒については、被災労働者等からの申告・情報の提供によるほか、別紙に示す事例のとおり、職員が労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等に記載された災害発生状況等に疑問を持ち必要な調

査を実施した結果、発覚したのもも多く含まれていること。

(3) 動機については、建設業にあつては無災害記録の更新又は元請事業者からの指示・圧力若しくは元請事業者への配慮によるものが6割以上を占め、製造業にあつては外国人労働者の発覚を恐れるものが過半数を占めていること。

2 関係部署間の連携

いわゆる労災かくしに対して的確に対応するためには、関係部署間の組織的な連携が必要であるが、その際、特に次の事項に配慮すること。

(1) 労災かくしへの対応に当たっては、局署内の実情を踏まえ、各課において取り組む内容を明確にしておくこと。

(2) 労災かくしを把握した場合には、調査の実施方法を含め今後の対処方針及び措置内用について各課(方面)間で十分な連携を取り、組織的な対応を図ること。

(3) 対処方針等については高度の判断が必要な場合には、局とも十分連絡調整を行うこと。

3 事案の把握及び調査

次に掲げる事項に留意し、労災かくしの疑いのある事案の把握及び調査を行うこととするが、特に、建設業及び金属製品製造業に重点を置くこと。

(1) 関係書類の受理時の点検及び相互間の突合

イ 特に次の事項に配慮して記載内容が不自然と思われる事案の把握に努めること。
(イ) 災害発生後著しく遅延して提出されたもの

(ロ) クレーン、移動式クレーン又は車輻系建設機械を使用している場合で、災害発生状況及び災害発生当時のクレーン等の使用状況に不自然さが認められ

るもの

(ハ) 災害発生状況からみて休業見込み日数、傷病の部位、被害の程度に不自然さが認められるもの

(ニ) 建設業にあつては、災害発生場所が、資材置場、自社敷地内等の建設現場以外であるもの

(ホ) 金属製品製造業にあつては、外国人労働者を多く使用しているもの

ロ 休業補償給付支給請求書等の受理時の点検

受理に際しては、特に次の事項に配慮して災害の原因及び災害発生状況欄に係る記載内容が不自然と思われる事案の把握に努めること。

(イ) 休業補償給付支給請求書の新規受理に際しては、被災者が特別加入者である場合を除き、「労働者死傷病報告提出年月日」欄の記入のないもの

なお、これに該当する事業場名等について、労災主務課は安全衛生主務課(方面)へ連絡すること。

(ロ) 建設業にあつては、災害を発生させた工事現場の名称等からみて本来元請の労働保険番号で請求すべきものを下請の労働保険番号で請求していると思われるもの

(ハ) 療養補償給付たる療養の給付請求書及びレセプトの受理に際しては、療養補償給付たる療養の給付請求書の「災害原因及び発生状況」欄の記載内容から推定される傷病の部位等とレセプトの「傷病の部位及び傷病名」欄に記載された内容が不自然と思われるもの

(ニ) 上記3のイの(イ)から(ホ)に掲げるもの

ハ 関係書類相互間の突合

上記イ及びロにより記載内容が不自然

と思われる事案を把握した場合には、次の事項に留意し、関係書類相互間の突合を行い、記載内容の整合性の確認を行うこと。

- (イ) 労働者死傷病報告書と休業補償給付支給請求書等に記載された労働保険番号が一致していること。
- (ロ) 労働者死傷病報告書の「発生日月」欄と休業補償給付支給請求書等の「負傷又は発病年月日」欄の記載内容が一致していること。
- (ハ) 労働者死傷病報告書の「傷部の部位」欄と療養補償給付たる療養の給付請求書の「傷部の部位及び状態」欄等の記載内容が一致していること。
- (ニ) 労働者死傷病報告書の「休業見込日数」欄と休業補償給付支給請求書の「療養のため労働することができなかったと認められる期間」欄等の記載内容がほぼ一致していること。
- (ホ) 労働者死傷病報告書の「災害発生状況及び原因」欄と休業補償給付支給請求書等の「災害の原因及び発生状況」欄の記載内容がほぼ一致していること。
- (ヘ) なお、昭和59年4月2日付け基発第161号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」の記の第2の2の(1)に示す特定建設工事に係るものについては、必要に応じ、統括管理状況報告書の「労働災害の発生状況」欄と提出された労働者死傷病報告書が一致していることを確認すること。

(2) 被災労働者等からの申告等

被災労働者その他関係者から申告・情報の提供がなされた場合及び社会保険事務所から被災状況からみて労災保険の適用(通勤災害又は被災者が特別加入者である事案を除く。)を受ける疑いがある旨の照会の

あった場合については、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容を把握すること。

(3) 監督指導時の確認

監督指導に当たっては、特に次の事項に配意し、事案の把握に努めること。

- イ 出勤簿、賃金台帳、年次有給休暇取得簿等の関係書類の記載内容から欠勤・年次有給休暇の取得等記載内容が不自然と思われるもの
- ロ 安全衛生委員会等の議事録、作業日誌等の関係書類の記載内容から欠勤・年次有給休暇の取得等記載内容が不自然と思われるもの

(4) 上記に掲げるもののほか、職員が通常業務の遂行過程で把握した労災かくしを別紙に示すので、参考に資すること。

(5) 上記において労災かくしの疑いのある事案を把握した場合には、労働災害の発生状況等の事実を確認するため、災害調査、災害時監督、実地調査等必要な調査を実施すること。

なお、労災かくしを把握した場合には、当該事業場が他にも労災かくしを行っているかどうかについても必要に応じ調査し、これを把握すること。

4 措置

労災かくしを行った事業場等に対する措置については、局長通達において示されたところにより行うこととするが、この際、当該事業場については、昭和53年6月12日付け基監発第17号「司法処理基準に該当しない事案であっても司法処分にすべき事例について」において、原則として司法処分に付すものとされていることに留意すること。

職員による労災かくしの把握事例(1-1)

No.	局	業種及び労働者数	事業場名及び請負関係	事故の概要及び発生日月
1	青森	土木工事業 約50名 企業全体 約50名	N建業(株) 請負関係 H・S JV N建業	平成元年8月26日、〇〇発電所工事現場において、工所用栈橋を解体する作業中に柱が倒れ、その反動で柱の上で作業を行っていたN建業(株)の労働者3名が約4.5m下に墜落し負傷した災害について、N建業(株)の会社敷地内において、三段重ねにしていたブームに上がり移動していたところブームの端が揺れ約4m下に墜落し被災したものと虚偽の労働者死傷病報告書を平成元年9月5日に提出したものである。
2	福島	建築工事業 約10名 企業全体 約10名	(有)S工業 請負関係 F・K JV A製作所 (有)S工業	平成2年6月25日、〇〇工場新築工事現場において、鉄骨の組立て作業中に高さ約7mの柱の頂上に昇り移動式クレーンでつった梁を取り付けようとしたところ、柱が倒れそうになったので地上に飛び降り両膝、両上腕等を負傷した災害(休業約2週間)について、故意に労働者死傷病報告書を提出しなかったものである。
3	福島	土木工事業 約7名 企業全体 約25名	(株)S組 請負関係 I建設(株) (株)S組	平成2年12月17日、〇〇土地改良工事現場において、ドラグ・ショベルの用途外使用中にブロックの下敷きとなり負傷した災害(休業約3カ月)について、バケットに替えて荷つり用のアタッチメントを装着し作業を行っていた旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出したものである。
4	栃木	建築工事業 約5名 企業全体 約5名	Y造園(株) 請負関係 I建設(株) Y造園(株)	平成2年3月9日、〇〇公共職業安定所建設工事現場において、ヒューム管敷設工事作業中、高さを調節するためヒューム管を一方のコンクリート溜桝の上に一時仮置きした際、重みでヒューム管が落下し溜桝の高さの調整を行っていた労働者が指を負傷した災害について、本来元請事業者であるI建設(株)が加入している労働保険番号により労災請求すべきものを下請事業者であるY造園(株)の労働保険番号で請求したものである。
5	東京	建築工事業 約10名 企業全体 約10名	(株)M組 請負関係 T建設(株) M建設(株) (株)M組 H組	平成2年3月26日、中野区の〇〇邸新築工事現場において、H組の労働者が型枠材の荷崩れにより左足を骨折した災害について、これを(株)M組が港区で施行する××新築工事現場(元請事業者は(株)K組であるが、(株)M組は徴収法8条2項の規定による認可を受けていた)において発生したものと偽って療養補償給付たる療養の給付請求書及び労働者死傷病報告書の提出(事業主を(株)M組としたもの)を行っていたものであるさらに、調査中に余罪発覚。

職員による労災かくしの把握事例(1-2)

事案発覚の端緒(疑いを持った理由)及び発覚年月日	労災かくしの動機	措置状況等及び措置年月日
虚偽の労働者死傷病報告書をもとに災害調査を実施した際、立会人であるN建業(株)代表取締役役職に災害発生状況の詳細について説明を求めたところ、説明することができず、さらに追及したところ本報告は虚偽のものである旨自白したことによる。 発覚年月日 平成元年9月7日	元請への配慮(迷惑をかけたくない)	平成2年2月6日 N建業(株)代表取締役及び営業部長を安衛則第97条違反の容疑で送検 JVの現場所長及び営業所長を安衛則第97条違反の容疑(共犯)で送検
A製作所(株)に対する定期監督時において、「安全日誌」の中に当該事故に関する記載(検討結果)を発見したことによる。 発覚年月日 平成2年7月20日	無災害記録の更新	平成2年7月23日 (有)S工業代表取締役を署に召致し、署長より是正勧告(安衛則第97条) 元請店社(支店)の安全担当を署に召致し、署長より是正勧告(安衛則第164条)
事業場からの事故報告の内容(災害発生状況)に疑問を抱き、関係者を追及したところ、元請の労務管理課長が虚偽報告を認めたことによる。 発覚年月日 平成2年1月8日	事故に対する監督署の心証をよくするため	平成3年3月6日 (有)S組を安衛則第164条違反の容疑で送検 元請に対しては、指導票を交付
労災の休業補償給付支給請求書に記載された工事現場名に照らしY造園(株)の業種及び規模に疑問を持ち、事実関係を調査したところ虚偽が判明したものである。 発覚年月日 平成2年4月16日	元請への配慮(迷惑をかけたくない)	平成2年8月24日 Y造園(株)代表取締役を署に召致し、署長より休業補償給付支給請求書の虚偽記載について警告
療養補償給付たる療養の給付請求書の記載内容について、労働保険番号(単独有期)が三田署であるにもかかわらず事業場の所在地が中野区となっていたこと(労働保険番号のくい違い)による。 発覚年月日 平成2年5月30日	元請への配慮	平成3年9月12日 (有)M組代表取締役を署に召致し、署長より是正勧告(安衛則第120条第4号) 元請店社の安全担当を局に召致し、局長より是正勧告(安衛法第29条)

職員による労災かくしの把握事例(2-1)

No.	局	業種及び労働者数	事業場名及び請負関係	事故の概要及び発生年月日
6	静岡	土木工事業 約4名 企業全体 約12名	S舗道(株)	昭和63年12月1日、〇〇道路舗装補修工事現場において、ダンプの運転席から弁当を取ろうとドアを開いたところダンプが突然動き左足の甲をひかれた災害について、アスファルトプラント構内砂置場でコンクリートブロックを落とし被災したとして、虚偽の労災請求を行ったものである。
7	静岡	建築工事業 約3名 企業全体 約3名	(有)S建材 請負関係 S建設(株) (有)S建材	平成2年8月9日、〇〇邸新築工事現場において、建物吹き抜け部をローリングタワーを用いてコンクリート打設作業中足場と躯体の間から墜落した災害について、災害発生場所の状況をローリングタワーと躯体との間に単管足場を組み、そのすき間を30cmとする虚偽の労働者死傷病報告書を提出したものである。
8	京都	その他の建設業 約5名 企業全体 約5名	土木鉄工M 請負関係 T・M JV S機工(株) T産業(株) T建設(株) 土木鉄工M	平成元年7月24日、〇〇処理プラント解体工事現場において、コンベアーを移動式クレーンでつり上げる作業中につり荷が落下し、土木鉄工Mの労働者が被災した災害について、見舞金10万円の支払い等を約束し事故が表ざたにならないように示談し、さらに、本件災害を隠すことを目的として労働者死傷病報告書を提出しなかったものである。
9	京都	建築工事業 約10名 企業全体 約75名	M・M JV 請負関係 M・M JV H建設(株) T建設(株)	平成2年6月6日、〇〇道路改築工事現場において、玉掛作業中T建設(株)の労働者が被災した災害について、JVの現場所長はT建設(株)の労働保険番号で労災保険を請求させ、また統括管理状況報告書には災害発生件数を0件と虚偽の報告を行ったものである。
10	兵庫	建築工事業 約20名 企業全体 約20名	H建設(株) 請負関係 (有)O組 H建設(株)	平成2年10月31日、〇〇新築工事現場において、躯体2階で鉄骨の固め作業中3階から単管パイプが落下し、H建設(株)の労働者が被災する災害について、自社倉庫内で木製パネルを整理中に転倒し、頭部を打撲した旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出したものである。

職員による労災かくしの把握事例(2-2)

事案発覚の端緒(疑いを持った理由)及び発覚年月日	労災かくしの動機	措置状況等及び措置年月日
<p>労災課において主治医に症状等の照会を行ったところ、その回答に休業補償給付支給請求書と異なる発生状況の説明があり、会社担当者から事情聴取したところ虚偽報告の事実を認めたものである。 発覚年月日 平成2年9月3日</p>	<p>弁当を取りに行った事故では、労災保険が適用にならないものと考えていた</p>	<p>平成3年3月6日 安衛法第100条違反について是正勧告</p>
<p>災害調査を実施した際、災害発生状況に疑問を持ち、被災者、元請の現場責任者等から事情聴取したところ虚偽報告を認めた。 発覚年月日 平成2年9月26日</p>	<p>監督署で問題にされることを恐れたため</p>	<p>平成3年2月15日 署長よりS建設(株)に対し警告書を交付</p>
<p>被災者が土木鉄工Mの労働保険番号を使用して行った休業補償給付支給請求書に被災場所の記載がないので、被災者に確認したところ元請が判明し、関係者から事情聴取したところ事実が判明したものである。 発覚年月日 平成2年6月1日</p>	<p>元請に迷惑をかけたくないため(今後の発注に影響することを恐れて)</p>	<p>平成3年1月10日 土木鉄工Mの代表者を安衛則第97条違反の容疑で送検 S機工(株)の現場代理人及び現場監督を安衛則第97条違反の容疑(刑法適用)で送検 T産業(株)の現場代理人を安衛則第97条違反の容疑(刑法適用)で送検</p>
<p>統括管理状況報告書と休業補償給付支給請求書等を突合していたところ、統括管理状況報告の災害発生件数は0件とあるのに、被災者からの休業補償給付請求書には同工事現場で被災した旨の記載があるのを発見したことによる。 発覚年月日 平成2年7月19日</p>	<p>元請の労働保険番号を使わなければ災害発生の実実は監督署には知られないと思ったから</p>	<p>平成2年10月3日 JVの現場所長を安衛則第98条違反の容疑で送検</p>
<p>11月分の労働者死傷病報告書を点検していたところ、災害発生状況から虚偽報告の疑いを抱き、災害時監督を実施して事実確認を行うとともに、併せて過去の労働者死傷病報告書を調査したところ同様な虚偽報告の疑いのある事案を他に3件把握したことによる。 発覚年月日 平成2年12月20日</p>	<p>元請への配慮</p>	<p>平成3年2月4日 N建設(株)に対し是正勧告(安衛則第97条) (株)O組に対し是正勧告</p>

10年目にして暴かれた労災患者 2000名打ち切りの真相

弁護士 古川景一



古川景一氏

今から10年前、375号通達が出され、頸肩腕障害患者約2000人が療養補償給付と休業補償給付の全面打ち切りの攻撃を受け、また、一般医療の継続は認められても鍼灸マッサージの打ち処分を受けた患者も多数発生した。

これに対する裁判闘争は、東京・神奈川・静岡・大阪で取り組まれてきた。その中の東京・中出事件は、1990年12月27日東京地裁で勝訴判決を獲得した(詳細は「安全センター情報」91年4月号参照)。

中出事件は、東京高等裁判所で審理中である。中出栄子の打ち処分の経緯について論争が続く中で、国・労基署側は、ついに、驚くべき行政通達を出していたことを明らかにせざるを得なくなった。それは、東京労働基準局長発労働基準監督署長宛82年12月22日付東基発第865号通知である。この通知により、中出栄子は一般医療も受けていたのに鍼灸治療しか受けていないものとみなされ、12か月経過と同時に「症状固定(治癒)」と判定され全面打ち処分を受けたことが明らかとなった。

全国の裁判闘争が大詰めを迎えているので、至急報として要点を報告する。

1 865通知の概要と基本的問題点

(1) 患者の区分

865号通知は、鍼灸治療を受けて9か月以上経過した頸肩腕障害患者を次の5つに区分することを目的としている。①理学療法との併施者で、なお3か月が有効と認められるもの(注:理学療法は継続、鍼灸は12か月で打ち)、②理

学療法との併施者で、はり・きゅう施術の効果が期待できないもの(注:理学療法は継続、鍼灸は9か月で打ち)、③理学療法との併施者で、理学療法の効果は期待できないが、はり・きゅう施術のみ効果が期待できるもの(注:理学療法は打ち、後遺症軽減のため鍼灸継続)、④はり・きゅう施術の単施者であり、今後3か月の施術の効果が期待できるもの(注:鍼灸単独施術を受けている者を12か月で打ち)、⑤急性症状が消滅し慢性症状が持続していても既に治療効果が期待できず、治癒(症状固定)と認められるもの(注:全部打ち)。

(2) 区分の方法

患者を上記5つに区分するために、東京労働基準局と各監督署の担当者で構成する第一次判定会議を開催することとされた。この判定のために患者1名につきB4版1枚の「個人別判定表」を準備して、これまでの1年間の療養実績等をまとめ、構成員はこのわずかず紙1枚の材料で会議の3日前までに各自の判定を行っておき、事務局に報告することとされていた。さらに、④と⑤に区分された患者について、東京地方労災

医員会議による第二次判定会議で審議がなされ、合理性を確認することとされた。

(3) 一般医療を受けていても

受けていないものとみなす

ところで、865号通知の最大の問題は、鍼灸治療だけでなく一般医療(理学療法・運動療法その他)も受けている患者であっても、鍼灸治療のみしか受けていないものとみなして処理するとしたことである。労働省の375号通達では、鍼灸治療については12か月を限度とすることを定めていた。865号通知は、一般医療を受けている者でも鍼灸治療のみしか受けていない者(区分④)とみなすことにより、9か月経過もしくは12か月経過の時点で、打切処分をすることとしたのである。

具体的には、865号通知の別紙3「判断基準」の「5 総合判断」の(5)の部分である。これには、鍼灸単独施術か理学療法との併用かの区分について、1982(昭和57)年7月1日時点の主治医の提出があったものは、原則として当該診断書の趣旨にそって分類するとした上で、診断書の提出のないものについては、患者や医療機関が「故意に提出しないものと推定」し、「理学療法との併用が事実であったとしても、……単独受療者として判定」するとしているのである。

(4) 診断書提出の実際

中出栄子の場合には、82年7月1日時点での診断書は10月に提出済みであり、また、82年12月13日付で労基署から依頼のあった診断書も1月26日に提出済みであったが、1月24日開催の第一次判定会議で診断書の提出がないことを理由に、区分の④、すなわち一般医療を受けておらず鍼灸単独施術を受けている者に分類され、全面打切処分を受けた。

(5) 発案者も「乱暴」と自認

865号通知を起案し、また、第一次判定会議に参加して判定作業を行った矢島(当時東京

労働基準局地方労災補償監察官)は、昨年12月10日、東京高等裁判所で証言を行った。国側代理人の「われわれ素人考えですと、(鍼灸治療と一般医療が)並行で行われているのに、単独しか行われていないというふうな認定をすることは問題じゃないかと思うんですけども、これはどういうことなんでしょうか」との質問に対し、矢島は、「はり・きゅう施術の、この375通達だけをものさしにして考えれば乱暴な考えかもしれませんけれども」と証言した。

2 全国への波及

(1) 通知発送の延期と他局の対応

東京労働基準局長は、労働基準監督署長に対し、第二次判定会議の結果に基づく処分通知を2月19日に患者宛に発送するよう指示していた(1983年2月14日付東基発第105号)。ところがこの発送は、急遽延期され、3月30日に発送された。

発送が延期されている間に、東京以外の各地の労働基準局から、東京の865号通知と同様の通知が発せられた。その現物を確認できたのは、今のところ静岡局の通知である。静岡労働基準局の場合には、本省の375号通達に基づく処分の期限である1983年3月31日にぎりぎり間に合うように、3月24日に静基発第191号通知が発せられ、3月25日に地方労災医員による第二次判定会議が開催され、3月26日に静岡労働基準局から各監督署長に対し結果通知がなされるという具合であった。

(2) 静岡191号通知との比較

静岡労働基準局の191号通知の内容は、大部分において東京の865号通知と同じ文言が使用されている。しかし、患者の区分については、東京の①から⑤の5区分ではなく、①と④だけの2区分に単純化されている。すなわち、一般医療との併用で鍼灸を打ち切って理学療法

を継続させるか、鍼灸の単独施術であって全部打ち切るかという2つの区分しかない。その結果として、東京の865号通知のように、わざわざ「一般医療を受けていても、これを受けていないものとみなす」旨の記載の必要はなくなっている。東京の865号通知がより単純化されているのである。その上で、判定のための「個人別判定表」の形式や判定基準、通知文書の形式等の実務処理部分は、東京の865号通知が大部分で利用されている。

(3) 本省との関係

労災保険に関する事務は、「労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長が行う」(労災保険法施行規則第1条第2項)のが原則であり、労災保険に関する事務のうち保険給付等について労働基準監督署長が行う(同第3項)のである。東京の865号通知や静岡の191号通知が、労働省労働基準局長の指揮監督から離れて独自に出されたものであるはずがないのである。■

資料／中央労働基準審議会の建議 労働時間の短縮の促進に関する施策の充実について

労働省発表

平成4年1月30日

「労働時間の短縮の促進に関する施策の充実について」の中央労働基準審議会の建議について

- 1 中央労働基準審議会(会長 花見忠・上智大学法学部教授)は、平成3年10月より、労働時間部会において、労働時間の短縮の促進のための施策について検討を重ねてきたところであるが、その検討結果を受けて、本日同審議会より、労働大臣に対して、別添のとおり、「労働時間の短縮の促進に関する施策の充実について」の建議が行われた。
- 2 労働省としては、この建議の趣旨を踏まえ、

今通常国会への「労働時間の短縮の促進に関する法律案(仮称)」の提出等所要の措置を講ずる予定である。

(担当 労働基準局賃金労働時間部労働時間課)

中央労働基準審議会建議の概要

1 労働時間の現状と今後の課題

労働時間の短縮は、豊かでゆとりある勤労者生活を実現し、生活大国への前進を図る上で是非とも達成しなければならない国民的課題である。近年、労働時間は減少傾向にあるが、その実態をみると、中小企業において完全週休2日制の普及が遅れていること等の問題がある。こうした現状にかんがみ、政府は、同業他社との横並び意識等個々の企業の労働時間短縮を進めにくくしている状況を改善し、労使が労働時間短縮を進めやすいような環境の整備を進めていくため、早急に施策の充実を図る必要がある。

2 労働時間短縮の促進に関する施策の充実の方向について

政府は、当面、法的整備を含め、緊急に以下の施策を実施することが必要である。

(1) 国の基本施策の策定

- ① 労働大臣は、労働時間短縮のため国が講ずべき施策や関係者が講ずべき措置に関する事項を内容とする労働時間短縮基本計画を作成し、閣議の決定を求めることとする。
- ② 労働大臣は、労働時間短縮基本計画に関し、関係者に必要な要請をすることができることとする。

(2) 労使の取組の促進

- ① 事業場内での労働時間短縮推進体制の整備
イ 事業主は、労使協議の場の設置等事業場内で労働時間の短縮を推進するための体制整備に努めることとする。
ロ 労使協議の場が、一定の要件に該当する場合には、労働基準法上の労使協定に代えて当該労使協議の場における決定によることができることとするとともに、時間外労働・休日労働協定に関する決定以外の決定について労働基準監督署への届出を免除することとする。
- ② 業種や地域の実情に応じた労働時間の短縮の推進
イ 一定の業種又地域に係る事業主団体は、労働時間短縮の目標及びその目標を実現するために必要な措置に関する労働時間短縮計画を作成し、これを労働大臣又は都道府県労働基準局長に提出して承認を受けることができることとする。
ロ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、中央又は地方労働基準審議会の意見を聴いて、適当と認めるときは、計画を承認することとする。
ハ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、

計画の承認に際して、それが独占禁止法に抵触することがないように、必要に応じて公正取引委員会との間で意見調整を行うこととする。

- ニ 計画が承認された場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、当該事業主団体及び構成事業主に対し指導、援助を行うとともに、関係事業主に対する協力要請を行うことができることとする。
- ③ 所定外労働の削減の推進
行政は、時間外労働協定の適正化指針や所定外労働削減要綱について、その趣旨が理解され、残業の削減のため十分な効果が上がるように努めていくことが必要である。
- ④ 国による援助措置

国は、事業場内の労働時間短縮推進体制の整備及び労働時間短縮計画に基づく取組について、時短アドバイザーの派遣、研修の実施等の援助を行う。

(3) 措置を講ずる期間

上記の内容は、労使の自主的努力を促進するための措置が一定期間内に集中的に講ぜられることにより総労働時間の短縮が図られることを期待するものであることから、一定期間内の時限的措置となる。

中基審建議

平成4年1月30日

労働大臣 近藤鉄雄殿

中央労働基準審議会
会長 花見 忠

労働時間短縮の促進に関する
施策の充実について(建議)

当審議会は、平成3年10月より、労働時間の短縮の促進のための施策について、労働時間部会において鋭意検討を行い、今般、別紙のとおり同部会の報告を取りまとめたところである。

当審議会としては、この報告の趣旨に沿い、併せて審議の過程で出された労使各側委員の意見も十分斟酌しつつ、労働時間の短縮の促進のための施策を推進するため、所要の措置をとることが適当であると考えているので、この旨建議する。

労働時間部会報告

平成4年1月

中央労働基準審議会労働時間部会報告

労働時間短縮の促進に関する
施策の充実について

第1 労働時間の現状と今後の課題

1 我が国は、経済的地位では世界のトップクラスに達しているにもかかわらず、勤労者一人一人がそれにふさわしい豊かさやゆとりを実感できない実情にある。その原因の一つとして、労働時間が長いことがあり、労働時間の短縮は、豊かでゆとりある勤労者生活を実現し、生活大国への前進を図る上で是非とも達成しなければならない国民的課題となっている。

さらに、今後、中長期的に労働力人口の伸びが鈍化する中で高齢者や女子を含めたすべての勤労者にとって働きやすい職場環境を整備する必要があること、また、欧米所国に比べ200~500時間程度も長い状況にある労働時間の実態を改善することにより国際的にも調

和ある経済の発展を図る必要があること等からも、労働時間の短縮を推進する必要がある。

2 近年の年間総労働時間の推移をみると、法定労働時間が段階的に短縮されたこと、ここ数年の景気拡大に伴う労働力需給のひっ迫等を背景に労使の積極的な取組がなされたこと等により、改正労働基準法が施行された昭和63年4月以降、減少傾向にあり、平成2年度には2044時間となっているが、その実態をみると、依然として次のような問題がある。

- ① 所定内労働時間については、法定労働時間の短縮等を背景に短縮は進んでいるものの、規模間格差が大きく、特に中小企業における完全週休2日制の普及の遅れが目立っており、平成2年には1000人以上規模の企業では完全週休2日制の適用労働者の割合が67.4%であるのに対し、30~99人規模の企業では8.2%にとどまっている。このため、特に中小企業比率の高い業種においては、所定内労働時間が長くなっている。
 - ② 所定外労働時間については、最近では減少傾向にあるものの高水準で推移している。特に大企業で残業時間が長いことや休日労働の存在等の問題があり、500人以上規模の事業場では平成2年度の所定外労働時間が246時間と、30~99人規模事業場の152時間に比べかなり長くなっている。さらに、産業別にも格差があり、所定外労働時間が長い業種がみられる。
 - ③ 年次有給休暇については、現在付与日数の半分しか取得されていないのが実情であり、前年からの繰越を含めると取得率はさらに低下する。最近10年間の取得率の推移をみると、昭和58年が59.5%で最高となっており、このところやや高まりつつあるものの依然としてこれを下回る状況にある。
- 3 こうした現状にかんがみ、次のような方向で労働時間の短縮を進めていく必要がある。

- ① 法定労働時間は、昭和63年度以降週46時間、週44時間と段階的に短縮されてきたが、今後、週40時間労働制へ円滑に移行していくためには、完全週休2日制の普及促進等により所定労働時間の短縮を図る必要がある。
- ② 総労働時間の短縮を進めるためには、依然として高水準にある所定外労働時間の削減が重要であり、そのため、恒常的な残業や休日労働の削減を図る必要がある。
- ③ 制度の趣旨に沿って年次有給休暇が完全取得されるような慣行の定着を図るとともに、連続休暇の普及・拡大を図る必要がある。
- ④ 政府においては、経済計画等において年間総労働時間1800時間程度を目標としてその実現に努めているところであるが、労働時間の現状は当該目標とは大きな開きがあることから、年間総労働時間の短縮に向けて一層の努力を傾注していく必要がある。
- 4 政府は従来より、労働基準法の改正による法定労働時間の段階的短縮及びその遵守の徹底、中小企業に対する指導・援助、「連続休暇取得促進要綱」や「所定外労働削減要綱」の策定及びその周知徹底、ゆとり創造シンポジウムの開催等広報啓発活動の実施等の施策を展開してきたところであるが、企業間の競争や同業他社との横並び意識、取引先企業からの発注方法の問題、あるいは過剰サービスの問題等から、個々の企業の自主的努力のみでは、労働時間の短縮を効果的に進めていくことが困難な状況もみられるところである。このため、こうした問題点の改善を図り、個別企業の労使が労働時間短縮を進めやすいような環境の整備を進めていくことが重要な課題となっており、そのための施策の充実を早急に図ることが必要になっている。
- 特に、本年1月からは、生活大国の実現等

へ向けた経済計画の見直し検討が開始されたところであり、労働時間の短縮の促進にとってより効果的な施策を緊急に講ずる必要がある。

第2 労働時間短縮の促進に関する施策の充実の方向について

政府は、労働時間の短縮のための環境整備を図るため、当面、法的整備も含め、緊急に以下の施策を実施することが必要である。

1 国の基本施策の策定

労働時間の短縮を推進するためには、労働省のみならず関係省庁の関連施策を総合的に講ずることが必要であり、政府が全体として取り組んでいく姿勢を明確にするともに、労使はもちろん国民全体のコンセンサスの形成を図ることが重要である。

このため、

- ① 労働大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、中央労働基準審議会の意見を聴いた上で、労働時間短縮のため国が講ずべき施策や関係者が講ずべき措置に関する事項を内容とする労働時間短縮基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるとし、
- ② 労働大臣は、労働時間短縮基本計画に関し、関係行政機関の長及び関係労使の団体その他関係者に必要な措置を要請することができることとする。
- 2 労使の取組の促進
- 労働時間の短縮については、企業の労使が協力してこれを推進するよう努めるべきものであり、上記の労働時間短縮基本計画を踏まえ、労使が積極的に労働時間の短縮に取り組んでいくことが重要である。
- こうした労使の自主的努力を促進する観点から、以下の施策を講ずる必要がある。

(1) 事業場内での労働時間短縮推進体制の整備

労働時間の短縮を推進するためには、事業場内において、労働時間の短縮について労使の話し合いが十分に行われ、それに基づき労働時間の短縮のための措置が講ぜられることが望ましいと考えられる。

しかしながら、大企業では労働時間に関する問題を含め労使協議の場が設置されているところがかかなりみられるが、中小企業ではそうした協議の場が少ないことから、事業場内での労働時間の短縮等について十分な話し合いを進めていくことがなかなか難しい状況もみられる。

このため、完全週休2日制の導入、残業の削減、年次有給休暇の取得促進等についての事業場内における積極的かつ自主的な話し合いを促進し、労働時間短縮を進めていくことが必要であり、

- ① 事業主は、労使協議の場の設置等事業場内での労働時間の短縮を推進するための体制整備に努めることとし、
- ② 労使協議の場が、一定の要件に該当する場合には、労働基準法上の労使協定に代えて当該労使協議の場における決定によることができることとするとともに、時間外労働・休日労働協定に関する決定以外の決定について労働基準監督署への届出を免除することとする。

(2) 業種や地域の実情に応じた労働時間の短縮の推進

我が国の企業の実態をみると、同業他社との激しい競争関係の下で横並び意識が根強く、個々の事業主が単独で労働時間の短縮を図ることが困難であること等から、比較的その事情を同じくするような業界がまとまることによって、その業種や地域の実情にふさわしい内容の労働時間の短縮を自主的に進めていく

ことが効果的であると考えられる。

こうした取組を推進することにより、当該業界の労働時間の短縮の促進はもとより、社会的気運の高まりを促すことにより、その他の業界への波及効果も期待され、社会全体としての労働時間短縮に資するものと考えられる。このため、次のような措置を講ずることとする。

- ① 一定の業種又は地域に係る事業主団体は、労働時間短縮の目標及びその目標を実現するために必要な措置に関する労働時間短縮計画を作成し、これを労働大臣又は都道府県労働基準局長に提出してその計画が適当である旨の承認を受けることができることとする。
- ② 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、中央又は地方労働基準審議会の意見を聴いて、適当と認めるときは、その計画を承認することとする。この場合、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、できる限り、関係労働組合等の意見を聴くこととする。
- ③ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、①の計画の承認に際して、それが独占禁止法に抵触することがないように、必要に応じて公正取引委員会との間で意見調整を行うこととする。
- ④ ①の計画が承認された場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、当該事業主団体及び構成事業主に対し、(4)に掲げるような指導、援助を行うとともに、関係事業主に対する協力要請を行うことができることとする。
- なお、上記の仕組みが十分に機能するためには、地方労働基準審議会や地域の労使及び消費者団体等の関係者を構成員とする地方労働時間問題懇談会の場を活用して、業種や地域の実情に応じた労働時間の短縮の進め方について十分な議論を行うなど、関係者の合意

形成を進めていくことが重要である。

(3) 所定外労働の削減の推進

我が国では、労使協定の締結があれば時間外・休日労働は当該協定の範囲で行わせることができることとされている。これは、時間外労働を無制限に認める趣旨ではなく、必要最小限で行われるよう労使協定によるチェック機能に委ねているものである。

労働省では、昭和57年に「時間外労働協定の適正化指針」を告示することによって長時間労働をなくすという観点からの指導に努めるとともに、昨年8月には「所定外労働削減要綱」をまとめて周知を図るなど、所定外労働の削減に努めてきたところであるが、その実態は、最近では減少傾向にあるものの、依然として高い水準にある。

このため、行政としては、当該指針や要綱についてその趣旨が理解され、残業や休日労働の削減のため十分な効果が上がるように努めていくことが必要である。

(4) 国による援助措置

事業場内の労働時間短縮推進体制の整備及び労働時間短縮計画に基づく取組については、労使の自主的努力を基本とし、国は、そのような努力を促すことが必要である。このため、自らそのような取組を行うことが困難な中小企業を中心に、次のような援助措置を行うことが効果的である。

- ① 労働時間短縮計画の承認を受けた事業主団体が行う当該計画の周知のための資料の作成、当該計画の進捗状況の把握のための調査等の費用について援助すること。
- ② 労働時間短縮計画の承認を受けた事業主団体に対して、労働時間の短縮を推進するにあたって生ずる雇用管理上の問題等について専門的知識を有する時短アドバイザーを派遣し、各企業の労働時間の短縮について援助すること。

③ 労働時間の短縮に取り組もうとする事業主に対して、労働時間等に関する専門的な立場から当該事業場の時短診断サービスを行い、労働時間短縮に向けての指導、援助等を行うこと。

④ 事業場内の労働時間短縮推進体制の整備のため必要な専門的知識を付与するため、研修を実施すること。

⑤ 労働時間の短縮に関する各種情報提供を行うこと。

3 措置を講ずる期間

上記の内容は、完全週休2日制の普及、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減等に向けた労使の自主的努力を促進するための措置が一定期間内に集中的に講ぜられることにより総労働時間の短縮が図られることを期待するものであることから、一定期間内の時限的措置とすることが適当である。

4 施策の実施に当たっての留意事項

(1) 以上の施策については、施策の必要性は認めつつも、法律を制定してこれを実施することについては、慎重にすべきであるとの意見があった。これらの施策は、立法措置による場合であっても、あくまでも労使の自主的取組を促すとの基本的考え方を実施されるように留意する必要がある。

(2) また、2の(2)の①については、労使双方からの申出を要件とすべきであるとの意見があった。労働時間短縮計画が円滑に実施されるためには、計画の策定に当たって、関係労使の話合いが行われることが重要である。さらに、労働大臣及び都道府県労働基準局長は、労使の自主的取組を促すとの観点から、計画の承認に当たっては、関係労働組合又は関係労働者の意見を聴くように留意する必要がある。

資料／最近の振動病をめぐる情報

林野庁研究委員会報告と労災認定者関係データ

振動病の問題について、林野庁が委嘱した林業労働障害対策研究委員会(座長・斎藤幾久次郎、以下、鈴木勝己、的場恒孝、山田信也、渡部真也の各氏)の報告と労災保険認定者(民間)のデータが明らかになったので紹介する。

平成4年1月22日

林野庁長官 小澤普照殿

林業労働障害対策研究委員会

症状不変の振動障害認定者の取扱いについて(報告)

本委員会は症状不変の振動障害認定者(以下「認定者」という。)の取扱いについて、平成2年8月以降10回にわたる審議を重ね、この度別添の通り取りまとめたので報告する。

本委員会としてはこの建議が尊重され、適切に対処されることを望むものである。

1 経緯

本委員会は、これまで振動障害の予防・健康管理区分・治療等について、とるべき諸対策について提言してきたが、最近数年間は主に治療効果のあがらない難治患者の問題を審議してきた。また、林野庁振動障害研究会においても、主治医等から長年の治療によっても症状が不変の認定者に対して、適切な対応ができるようにとの要望が出されている。

本委員会としては、症状不変の者の取扱いについて、特別の措置をとるべき段階にあると考え、振動障害研究会においても報告された症状不変となった症例の検討や、独自に行った症状

不変者調査(1990年)及び治癒認定者調査(1989年・1990年)の検討結果等に基づいて、本年8月に症状不変者の取扱いについての素案をまとめた。これについて国有林認定者の治療に当たっている主治医全員の意見を求め、さらに審議を重ねた結果、別添の結論を得た。

2 報告の骨子

種々の適切な治療を行っても、症状及び所見が変わらず、治療効果が期待できないと判断される者を症状不変者とし、その判断は長年にわたり療養経過をみている主治医に委ねる。併せて症状不変者の適切な健康管理の推進を図るために、現行の健康管理区分に新たにE区分を設ける。

また、症状不変者は後遺症状を有していることに鑑み、症状不変の診断後においても保健指導や薬剤支給等の必要性があるものに対してはこれらを内容とするアフターケア制度導入の措置を講ずるべきである。

更に、症状不変の診断・アフターケア等症状不変に係る措置全般について、主治医等からの疑義に対処するため、複数の医師による総合委員会の設置の必要性がある。

症状不変の認定者の取扱いについて

1 症状不変とその健康管理区分について

- (1) 症状不変とは、種々の適切な治療を行っても、症状及び所見が変わらず、治療効果が期待できないと判断される状態をいう。
- (2) 症状不変と判断された者の健康管理区分は「E」とする。(別表参照)

2 症状不変の診断等について

- (1) 症状不変の診断は、各主治医による。
- (2) 症状不変の診断は、治療効果が期待できない期間が2年以上続いた時点とする。
- (3) 症状不変の診断等に関する疑義等に対処するために、各管林(支)局に複数の医師による「健康管理区分D、Eに関する総合委員会」を設置する。

3 区分「E」の判定について

区分「E」の判定に当たっては、主治医による症状不変の診断のほか他に専門的知見を有する医師の意見を徴する。

4 「E」区分者の措置について

- (1) 「E」区分者においても季節の変化等に伴い、後遺症状に動揺をきたす場合が見られることに鑑み、医学的に必要と認められる者に対しては、アフターケアを行うものとする。但し、区分「E」の残存症状に限るものとする。

(2) アフターケアの内容

ア 期間

アフターケアの期間は2年間とし、週1回程度必要に応じて行うものとする。医学的に更に継続する必要があるものについては、その必要な期間は、「健康管理区分D、Eに関する総合委員会」の審議を経るものとする。

イ 保健指導

診察の都度に応じて行う。特に身体局所に対する振動刺激を避けさせる。

また、防寒、保温、適度の運動の実施喫煙の禁止等日常生活上の配慮について指導する。

ウ 臨床検査

診察の結果、医師が検査を必要と認められた者については、次の検査のうち必要なものを年1回程度行うことができる。ただし(カ)については身体への放射線障害

を考慮して、必要と認められた者に限り2年に1回程度行うことができる。

- (ア) 血液一般・生化学検査 (イ) 尿検査 (ウ) 抹消循環機能検査 (エ) 抹消神経機能検査①常温下痛覚・振動覚検査②冷水負荷痛覚・振動覚検査③神経伝導速度検査(ただし、遅発性尺骨神経麻痺の場合にのみ行う。)
- (オ) 抹消運動機能検査①握力の検査 (カ) 手関節及び肘関節のエクソ線検査

エ 保健のための薬剤の支給

診察の都度、必要に応じ薬剤を支給できるものとする。

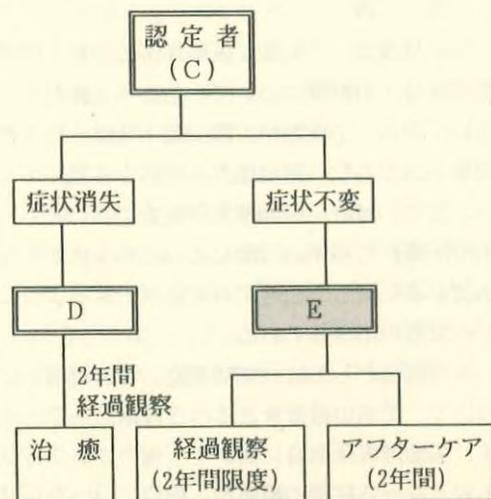
- (ア) ニコチン酸剤 (イ) 循環ホルモン剤 (ウ) ビタミンB1、B2、B6、B12、E剤 (E) Ca拮抗剤 (オ) 交感神経アルファ1-受容体抑制剤 (カ) 鎮痛・消炎剤(外皮用剤を含む。)

- (3) アフターケアの対象とならない者に対しては、2年を限度とする経過観察を行う。

別表

健康管理区分「E」について

振動障害の健康管理区分「E」について、現行の健康管理区分との関係は次のとおり。



労災保険による振動障害患者の都道府県別認定・打ち切り状況(平成2年度 民間労働者)

	累計認定患者数	新規認定患者数	治 癒	中 断	死 亡	計
北海道	3,035	60	14	23	40	77
青 森	34	1		1		
岩 手	107	6	36		1	38
宮 城	50	8	3			3
秋 田	86	3	11	1		12
山 形	39	3	4			4
福 島	21	1	2	3	1	6
茨 城	7	1				
栃 木	31	1	1			1
群 馬	34	1	5		2	7
埼 玉	23	5	4			4
千 葉	22	3				
東 京	24	2	2			2
神奈川	47	4	9			9
新 潟	55	7	6		2	8
富 山	18	3	5			5
石 川	11		2			2
福 井	82	3	11		2	13
山 梨	65	4	17		2	20
長 野	172	9	9	1	2	12
岐 阜	300	18	48	7	2	57
静 岡	33	2	5		1	6
愛 知	46	2	5			5
三 重	403	12	155	3	9	167
滋 賀	71	5	10			10
京 都	399	11	51	6		57
大 阪	88	7	11			11
兵 庫	289	23	24	2	2	28
奈 良	415	13	37		6	43
和歌山	628	8	163	3	5	171
鳥 取	48	6	2		1	3
島 根	41	1	6			6
岡 山	51	5			1	1
広 島	415	12	23	3	5	31
山 口	100	12	15		2	17
徳 島	334	13	36		1	37
香 川	116	5	5		1	6
愛 媛	1,127	21	39	4	19	62
高 知	1,366	19	44		22	66
福 岡	118	1	9		1	10
佐 賀	16	1	4			4
長 崎	14	1	1			1
熊 本	72	2	6		1	7
大 分	515	24	3		5	8
宮 崎	524	5	4		11	15
鹿児島	185	7	1		4	5
沖 縄	6					
合 計	11,683人	361人	848人	57人	152人	1,057人

* 「累計認定患者数」は、平成2年度末現在において振動障害により療養を継続している者
 * 「新規認定患者数」は、平成2年度中に新規に振動障害として支給決定を行った者
 * 「治癒」「中断」「死亡」「計」は、平成2年度中に療養を受けなくなった振動障害者

石綿死亡損賠2300万円で和解

奈良●アスベスト工場離職後30年の死亡

昨年7月に行ったアスベスト・職業がん110番に相談を寄せた、石綿肺で死亡した労働者の遺族とアスベスト製品製造会社の間で、労災保険給付以外に2300万円を支払うという和解が成立した。

被災者は、高校を卒業してすぐの1959年から63年にかけての4年間、奈良県王寺町のニチアス(株)王寺工場で石綿を扱う作業に従事し、その後転職して国家公務員となった。83年頃に症状が出て医師に受診。85年に入院。検査の結果、石綿肺であることがわかり、翌年9月には管理区分4の決定を受け療養することになった。石綿作業はニチアスでの4年間のみであったため、同社の労災保険による療養を開始した。当時は少年院の教官という職務につき、休業はしなかったために休業補償は受けなかった。

療養を開始して以降も、症状の悪化が進行し、91年の春頃には最悪の状態となり、入院生活が続いた後、6月8日に死亡した。死亡診断書に記載された直接死因は「石綿肺」である。

被災者は労災補償関係の手続きをほとんど自分で行っており、遺族である妻のKさんとすでに社会人となった長男、受験をひ

かえた次男にはほとんど伝えていなかった。しかし、残された闘病生活中のノートには正確に自らの病態を知ったうえで、無念さや迫る死の恐怖を闘い続けた心情をつづった日記とともに、自分の死後の妻に語りかける文章も含まれていた。

自分が死んだときには奈良市登大路町の奈良労働基準局に行き、手続きをすれば、労災の年金がもらえるはずだというその文章を読んで、Kさんは労災補償の請求ができることを知った。そのころたまたま台所仕事をしていたときに聞いていたラジオ番組で、アスベスト110番があることを知り、相談することになったのである。

労災補償の手続きと会社との和解が目途がたつた昨年末のある日、Kさんは「あの時たまにしか聞かないラ

ジオでアスベスト110番のことを聞き、電話を思い立ったのは、夫が引き合わせてくれたんだと思う」と語った。

安全センターでは相談を受けて、労災保険の遺族補償、葬祭料の請求手続きを準備するとともに、民事上の損害賠償請求をニチアス(株)に対して行えることを助言した。その後、これまでもアスベストによる労災損害賠償請求の経験がある奈良の内橋弁護士が同社との交渉を担当し、12月に和解が成立したものである。

ニチアス(株)は、石綿製品のかたりのシェアを誇る会社であり、退職後あるいは在職中に石綿肺で療養したり死亡したりする労働者が少なくない。昨年の全国一斉アスベスト110番でもKさん以外に、同社の事例が数件あった。今後も同様のケースに遭遇する労働者が出てくる可能性は高い。その意味でも今後の石綿問題の取り組みは重要といえよう。 ■

(関西労働者安全センター)

女性精肉販売員の腰痛を認定

広島●不良姿勢と冷気による業務上疾病

広島市内に住むMさん(女性、55歳)は、昭和59年から63年まで紙屋町のそごうデパートの肉屋さん(明治屋産業)で働いていました。

働きはじめて3年目の夏に「電流が走るような激痛」が腰や足を襲いました。生活のため、治療しながらも、そのまま仕事を続けたため腰痛は、ますます

悪化し、4年目、ついに退職せざるを得ませんでした。そして、腰痛による苦しみが続きました。Mさんは、弁護士を通じて広島労働安全衛生センターに相談に来られ、センターは、昨年3月より調査に入り、その後労基署との交渉が始まりました。

●身を引き裂くような激痛が

Mさんは、同じ時期、会社に事業主証明の要請で出した手紙の中で次のように苦しみを表現しています。

暖のない冷凍庫及び冷蔵庫の周辺で冷気のある強い寒さのため皮膚や筋肉がおかされ、結果は体調を崩して退職しました。その後あらゆる病院をかけずり回り治療に専念しましたが、3年経過した今でも一向に回復せず、痛みに苦しんでおります。この痛みは、下半身大腿部にかけて、筋肉の奥深くえぐられるような身を引き裂くような激痛が毎日続いて、いわば生き地獄の痛みです。季節の変わり目に関係なく、夏冬問わずストーブから離れられない実情です。それには、家庭内での亀裂が生じ、足腰を叩きながら歩く状態です。仕事にも就けず経済的にも家庭面においても大きなダメージを受けています。これから先まだ10年、いえ死ぬまで働く意欲はあるのですが、どうしようもない今は、廃人同様の状態に追い込まれました。それによってあれ以来、今日まで無職のまま病院通いが日課になり無収

入の日々が続いているわけで、生活の見通しが五里霧中の窮地に立たされました。

(手紙の一部抜粋)

●最下段の“安い肉”が一番よく売れる

Mさんの働いていた精肉店の冷蔵ケースは、4段から成り、一番下の段に安い肉が陳列されます。一番下の段は、床から13.5センチの高さで、安い肉を取り出す度(安い肉が一番よく売れる)に中腰か、しゃがみ姿勢をとらざるを得ません。

また、肉の冷蔵ケースの冷気は、ケースを開ける度に流れ出て寒冷作業となり、腰痛症をさらに悪化させます。

また、販売促進も仕事の一つで、店の前を通りかう人に声をかけねばならず、客も多いデパートで販売量も多い上に、立ちづくめの作業となっています。

広島労働基準監督署は、当初、Mさんの症状は、冷気による“冷え症”ではとの見解を示し、また、Mさんの診療日数が少ないことから症状の程度に疑問を投げかけましたが、当センターは、「不良姿勢による腰痛症」として粘り強く交渉、監督署側

に理解を深めさせました。

●労災扱いは困難!

またMさん宛てに会社明治屋産業(株)からきた「労災扱いは困難!」との手紙の中に「労基署から指導を受けた」との表記があったため、この点を追及しました。

その結果、直方監督署は、「明治屋産業(株)の担当者が署に来たけれども一般的な事例の説明はしたが、手紙の内容のような“指導”はしていない」との回答がありました。

こうした対労基署との交渉経過を経て、労災認定までにこぎつけました。

●「安心して治療ができる!」

私は、当初一人で監督署に相談し続けてきました。しかし、署の対応は、はかばかしくなく、このままでは、あきらめきれない思いでセンターに相談しました。1年7か月と気の遠くなるような闘いでしたが、センターの御支援のおかげで認定され、やっと安心して治療が続けられます。本当にありがとうございました。(被災者 M子) ■

(広島労働安全衛生センター)

港湾荷役初のマンガン中毒認定

大阪●ばく露環境を幅広く認定

港湾の荷役作業に従事した労働者のマンガン中毒症について、大阪西労働基準監督署は労災療養補償給付を行う決定を下した。

これまでマンガン中毒は、鉱山や精錬工場など製造工程に直接携わった労働者に多く見られるものの、荷役作業での発生が認められ労災補償が支給されたのははじめて。

マンガン中毒は、古くから知られた職業病で、鉱山、精錬工場での労働者に多発してきた。しかし、日本ではマンガン鉱山の大部分が閉山になり、ほとんどのマンガン鉱山は輸入に依存している。そのことから当然荷役作業を行う労働者にも発生することが予想されはしていた。しかし、国内での発生事例は今までは報告されていなかった。

今回の事例は、大阪港で鉄精錬に使用するシリコンマンガンのバラ荷役を30年間続けてきた(株)浪速埠頭作業の2人の労働者で、いずれも最古参の労働者である。2人の所属する全港湾大阪支部浪速埠頭分会では、おざなりになっていた安全衛生対策を強化する中で、職場検診の充実に取り組み、89年の松浦診療所での特殊検診によってマンガン中毒を発見し、同年に労災補償請求の取り組みを開始した。しかし、症状面等医学的には明らかであるものの、マンガンを吸い込んだ作業環境、期間等については資料等は少なく、支給決定までにはいくつかの調査が必要となった。

●真っ黒になって仕事をした
当時の現場の実態
特に、2人はともに荷役作業

でクレーンの操作を担当していたため、船倉内で作業を行う労働者と異なり、ばく露濃度を単純に想像できないという困難もあった。大阪支部安全衛生委員会と分会では、たびたび労基署に足を運び、当時のマンガン荷役の状況について説明をした。船倉内での作業者がマスクを着用した際にもクレーンの操作台に乗る労働者は着用する必要がないとされていたこと、かき落とし、かき集めの作業に比べ作業時間が長いこと、バラ荷役のため、粉じんが空中に舞い、操作台付近も真っ黒になり、風によつてはまともに粉じんを受けていたことなどをたびたび説明した。

その結果、西労基署は、マンガン中毒を発生するに足るとされる、労働省の認定基準の「相

当濃度」である「おおむね5mg/m³」を必ずしも機械的に判断の基準とするものでないこと、医学的所見を重要視して労基署独自に専門家の意見を聞いた上で、当時の現場の実態を十分に考慮に入れ、最終判断を行うことを約束した。そして、2年余りの時間を要することにはなったが、療養補償支給の決定を導き出すことができた。

2人の労働者の内、1人は労災請求直後の定年退職し、残る1人も今年退職する。幸い2人も症状はあまり進行しておらず、通院治療だけを受けているが、全身真っ黒になりながら作業をしてきた証人が職場を去り、分会でも今後の安全衛生対策へ気を引き締めている。 ■

(関西労働者安全センター)

みなとまち互助会250人の会員

神奈川●発足1か月の大きな反響

外国人労働者が、自分たちの医療を互いに助け合いながら受けられる制度をめざしてつくられた「みなとまち互助会—Minatomachi Foreign Migrant Worker's Mutual Scheme for Health(略称MF-MASH)は、昨年11月の発足以来、大きな反響を呼び、3か月間で会員は、港町診療所だけで247名、神奈川県勤労者医療生協全体(港町の他に十条通り医院、横須賀中

央診療所)では255名となりました。

この互助会の結成のために御協力をいただいた多くの皆さんに、厚く御礼を申し上げます。また、入院を必要とする患者さんを心よく受け入れていただいた病院の方々、本当にありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。

さて、はじめてみて国際化時代における日本の姿があらため

て見えてきました。さあ、どうする。

●MF-MASH

1か月レポート

天明佳臣

11月1日、MF-MASH発足の日、港町診療所では、テレビ朝日の取材陣が1日中テレビカメラをかまえ、JAPAN TIMESは発足のことを記事にしました。この日、私たちは電話の応対に追われっぱなし。外国人労働者から、雇用主から、市民の激励、ある国の大使館の方からも電話をいただきました。「私の国からも多くの労働者が日本に来て働いており、医療のこと、病気のこと、しよっちゅう相談を受けます。しかし私たちには、それに答える予算が全くないのです。あなたがたがはじめたGreat Humanityに心から感謝します。」

予想していた以上の期待に、いささか身の引き締まる思いがしました。

さて、この互助会の目的の一つは、港町診療所を経済的に支えることにあります。しかしながら、皮肉なことに、広がれば広がるほど財政的には逆なことが起きる可能性もあります。会員の多くが患者さんであった場合のときです。

そもそも健康保険制度というものは、健康な人がたくさんいることを前提にしており、病気の人を医療費を健康な人の掛金が支えるのです。

一例をあげてみましょう。胃痛に悩む人が港町に来て、胃のX線(バリウム)検査を受け、肝臓の血液検査もした、とします。そうすると、実費(10割)で20,000円ぐらいかかります。

MF-MASHの会員になると、本人はその30%、つまり6,000円を窓口で支払います。この6,000円と、互助会費2,000円(1か月)ということですから、差し引き残り12,000円を他の健康な会員の会費で支えなければなりません。病気のときだけでなく、健康な人もどんどん会員になってもらわなければ成り立っていかないのです。でも、それがやっていたら、互助の精神が広がっていけば、すばらしいことだと思います。

このような努力の一方で、私たちは、日本が、国として、外国人労働者の健康問題について根本的な方策を持つように要求していきたくと思っています。小さな私たちの医療機関が、経済的な負担も覚悟してやっていることは、国がその気にさえなれば簡単にやれることです。それを強く主張するためにも、この試みを皆さんと続けていきたくと思っています。

●悲しい便りです

カカオで有名な西アフリカのガーナ人、チャールス・プロビエ君が、11月1日のジャバントイムスを読んで港町に来た。セキがとまらないという。検査の結果、肝臓ガンが肺に転移して

いることがわかった。あまりにも若い、30歳。私たちは、彼の兄と相談の結果、告知せずに、早急に父母の住む故国に帰そうということになった。不満な彼。残されていない時間。一にも早く、と関係各方面の努力で成田を飛び立ったのが11月26日。そして…。お兄さんから、彼が亡くなったという報告と御礼状が届きました。あまりにも、早い。そして、遠い。心から御冥福を祈りたいと思う。

「天明先生

私は深い悲しみで、チャールスについての予想が正しかったことを報告しなければなりません。彼がガーナに帰って19日目、12月19日の日、彼は亡くなりました。この間の皆さんの御人力に、心から御礼申し上げます。

もし、あなたのクリニックがなかったら、彼は日本で死んでいたことでしょう。私たちは、病院から病院へと足を運びました。しかし、言葉のカベのせい、正しい診断を受けることはできませんでした。」 ■

(2月15日発行の「みなとまち互助会ニュース」創刊号から抜粋

●会員の国別内訳(20国 247名)
韓国(58)/フィリピン(56)/パキスタン(32)/バングラディッシュ(23)/ガーナ(24)/イラン(16)/タイ(8)/スリランカ、インドネシア(5)/ミャンマー、USA(4)/マレーシア、イギリス、ナイジェリア(2)/他6名